羽生市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

平成２３年１２月

羽　生　市

も　く　じ

1. 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の目的と位置付け ..... - 2 -

2. 現況の整理と課題 ..... - 3 -

2.1. ごみ分別区分と収集・回収方法 ..... - 3 -
2.2. ごみ処理体制の現状 ..... - 5 -
2.3. 収集・運搬の現状 ..... - 7 -
2.4. ごみの排出量 ..... - 9 -
2.5. 燃やしてもよいごみの組成 ..... - 15 -
2.6. 処理・処分量と再資源率 ..... - 16 -
2.7. ごみの減量化・再資源化施策の現状 ..... - 23 -
2.8. 清掃事業の財政 ..... - 29 -
2.9. 課題のまとめ ..... - 31 -

3. ごみ処理の基本方針 ..... - 33 -

3.1. ごみ処理の基本方針 ..... - 33 -
3.2. 施策体系 ..... - 34 -
3.3. 計画の目標値 ..... - 36 -
3.4. ごみの発生・排出量の予測 ..... - 40 -

4. 施　策 ..... - 44 -

4.1. ごみの減量・排出抑制・再資源化計画 ..... - 44 -
4.2. 収集・運搬計画 ..... - 51 -
4.3. 中間処理計画 ..... - 53 -
4.4. 最終処分計画 ..... - 54 -
4.5. 生活環境の美化と環境保全の推進 ..... - 55 -

1.一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の目的と位置付け

本基本計画は、『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』第６条第１項の規定に基づき策定する計画であり、廃棄物をめぐる今後の社会情勢や関係法令等の趣旨を踏まえ、中長期的展望に立ち、羽生市における一般廃棄物（ごみ）処理に係る基本方針を明らかにするものです。

羽生市における一般廃棄物の発生量及び処分量の見込み、排出抑制の方策、分別区分、適正処理、処理施設の整備などについて定めるもので、策定に当たっては、社会・経済情勢、地域の開発計画、市民の要望等を踏まえた上で、一般廃棄物の減量化・排出の抑制・リサイクルの推進についての市民・事業者・行政が行うべき役割・取り組み方法・行動内容について十分に検討し、その内容を実現するための計画とします。

【計画目標年次】

本計画の目標年度は、計画策定時から１０年後の平成２７年度とし、平成２２年度を中間目標年度とします。なお、中間目標年度の平成２３年度において、社会情勢の変化や計画の達成状況に応じ見直しを行いました。

【計画の組み立て】

本計画は、羽生市におけるごみ処理の現状と社会経済・廃棄物処理の動向を踏まえ、下記の内容により策定するものです。

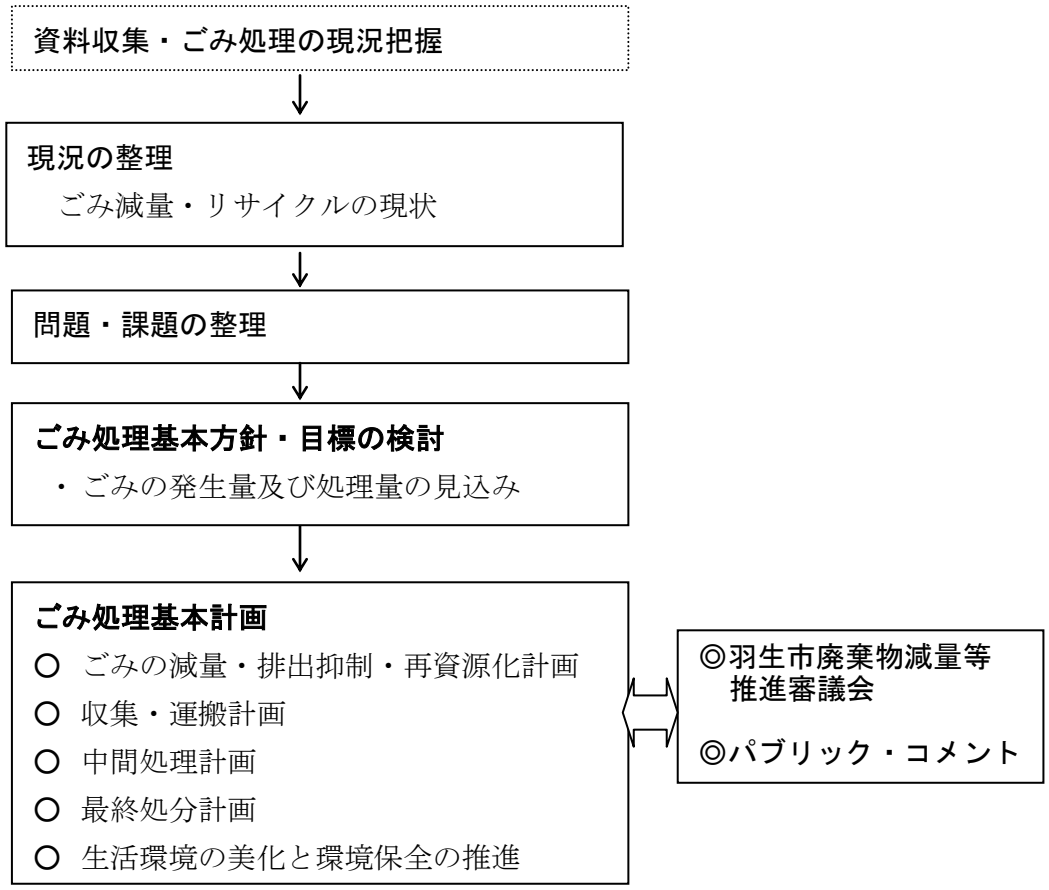

2. 現況の整理と課題

2.1. ごみ分別区分と収集・回収方法

各家庭で分けて排出されるごみは、燃やしてもよいごみ(可燃ごみ)、燃やしてはいけないごみ(不燃ごみ)、資源ごみ(１０種類)、粗大ごみ、有害ごみ（２種類）に分別されます。

収集方法については、生活系ごみは市による収集又は直接持ち込み、事業系ごみは事業者の直接持ち込みまたは許可業者により、羽生市清掃センターへ搬入されます。

表 2-1　ごみ分別区分と収集･回収方法

排出形態	収集・回収方式	分別区分	回数	出し方
生活系ごみ	集積所収集	資源ごみ びん かん ペットボトル 新聞 雑誌 雑紙 ダンボール 古着	２回/月、日曜日	・ガゴ回収（びん・かん・ペットボトル） ・古紙類は、縛って持出す
		燃やしてもよいごみ 台所からの生ごみ、再資源化できない紙くず、ふとん類など	３回/週	透明、半透明、又は同様のレジ袋に入れる。生ごみはよく水切りをする。
		燃やしてはいけないごみ 再生できないガラス･せともの、ビニール･プラスチック、金属類、ゴム・皮革類など	１回/週(祝日も収集)	透明、半透明、又は同様のレジ袋に入れる。スプレー缶類やライター類はガスを抜いて、別袋にまとめて出す。
		粗大ごみ※１	４回/年 各地区特定日	不燃ごみ集積所に持出
		有害ごみ(蛍光管、体温計)	１回/週 不燃の日	ダンボール等に入れて出す

	直接持ち込み	燃やしてもよいごみ	月曜～金曜 8:45～16:30 土曜 8:45～11:30	集積所収集に同じ
		燃やしてはいけないごみ		
		粗大ごみ		
		一時的大量ごみ(引越し、大掃除、庭木刈り込み等)		
	公民館等の回収箱	牛乳パック	公民館等開館時	
		廃食用油		
		有害ごみ(乾電池)		
事業系一般廃棄物	清掃センターへ直接持ち込み	燃やしてもよいごみ 燃やしてはいけないごみ	処理手数料	120円/１０kg
	収集運搬許可業者に委託	燃やしてもよいごみ 燃やしてはいけないごみ 資源ごみ　など	処理手数料	120円/１０kg

※１テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン、パソコンを除くタンスなどの木製家具、椅子、自転車等のこと。

市で収集できないものは、以下の通りです。

・産業廃棄物(事業活動に伴って生じた燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック等)
・事業系一般廃棄物(清掃センターへ直接搬入するか、収集運搬業の許可業者に委託する、ともに有料)
・ガスボンベ、消火器、タイヤ、廃油、農薬、農機具、バイク、バッテリー、コンクリートブロック、建築廃材、ピアノ、エレクトーン、スプリング入ベッドなど
・テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン、パソコン(家電リサイクル法、資源有効利用促進法により製造事業者等による回収が義務付けられているもの)

2.2.ごみ処理体制の現状

現在の羽生市の一般廃棄物処理体制と事業実績については７・８ページの表、図のとおりです。集積所に出されたごみは、羽生市清掃センター(下表)やリサイクルをするための中間処理業者に運搬されます。

○ごみ焼却施設

ごみ焼却施設では、燃やしてもよいごみと、粗大ごみ処理施設で手選別された可燃ごみを、ごみ焼却炉によって焼却しています。焼却にあたっては、定期的な排ガス検査を行い、適切な燃焼管理を行っています。

○粗大ごみ処理施設

粗大ごみ処理施設では、「燃やしてはいけないごみ」と「粗大ごみ」の破砕選別処理を行っています。破砕後のごみは、不燃ごみ、廃プラスチック類、鉄、アルミに分けられます。

表 2-2　羽生市清掃センターの施設概要

所　在	羽生市大字三田ケ谷 1863 番地	
敷地面積	14,800　㎡	
焼却施設	処理能力	８０ｔ/16ｈ（40ｔ/16ｈ×2 基）
	炉形式	准連続燃焼式焼却炉
	建築面積	管理棟　156　m^2 工場棟　1,005　m^2 車庫棟(洗車場含む)　247　m^2
	着工・竣工年度	着工　昭和 56 年 10 月 竣工　昭和 58 年 2 月
粗大施設	処理能力	30 トン/5 時間
	主な設備	破砕機、磁選機、アルミ選別機等
	着工・竣工年度	着工　昭和 62 年 9 月 竣工　昭和 63 年 3 月

○最終処分

ごみの焼却施設から発生する焼却灰と集塵灰は、民間処理業者へ処分を委託しています。不燃ごみ・粗大ごみから選別された不燃物は、埼玉県環境整備センター最終処分場で、また、廃プラスチック類は民間処理事業者へ処分を委託しています。 (ごみ処理フロー参照)

表 2-3　羽生市一般廃棄物最終処分場の概要

住　所	羽生市大字弥勒 553-1 番地
総面積	70,073　m^2
埋め立て面積	19,400　m^2
埋め立て容積	77,000　m^3
着工・竣工年度	着工　平成 7 年 9 月 竣工　平成 9 年 3 月
埋め立て物の種類	焼却灰、不燃物、廃プラスチック類
埋め立て方式	セルアンドサンドイッチ方式
残余容量	約 5,000　m^3 (平成 21 年度までの埋め立て量 約 72,000　m^3)
浸出水処理施設	処理能力　35m^3/日 処理方式　生物処理→凝集沈殿→ 高度処理(砂ろ過、活性炭吸着)

○資源化

集積所で集められた資源物(びん、かん、ペットボトル、新聞、雑誌、雑紙、古着、ダンボール)や公民館等に設置された回収箱に回収された紙パック、廃食用油は、中間処理業者によってリサイクルされています。また、集団回収で集められた資源も中間処理業者によってリサイクルされています。

粗大ごみ処理施設において選別された鉄やアルミは、県再生資源協同組合羽生支部でリサイクルされます。

○有害ごみの処理

公民館等に設置された回収箱に回収された廃乾電池と、燃やしてはいけないごみの収集日に分別回収されている廃蛍光管は、市施設内に一次保管された後、民間の処理業者によりリサイクル処理されています。

2.3.収集・運搬の現状

2.3.1.燃やしてもよいごみの収集事業

収集回数　　週３回

ステーション数　　1,126　箇所

平成 23 年 4 月現在

収集形態	直営/委託	車両台数	最大積載量
ステーション収集	直営	１台	2t
	委託	５台	2t

2.3.2.燃やしてはいけないごみの収集事業

収集回数　　週１回

ステーション数　　559　箇所

平成 23 年 4 月現在

収集形態	直営/委託	車両台数	最大積載量
ステーション収集	委託	４台	４t

2.3.1.資源ごみの収集事業

牛乳パックを除く資源ごみの収集形態は以下の通り。

収集回数　　月２回

ステーション数　　105　箇所

平成 23 年 4 月現在

収集形態		直営/委託	車両台数
ステーション収集	びん、かん、ペットボトル	委託	４t　１台 ２t　１台
	新聞、雑誌、古着、ダンボール	委託	２t　２台

2.3.2.拠点回収

平成 23 年 4 月現在

ごみ種類	回収日	回収箱の設置場所	箇所数
牛乳パック	毎月第一木曜の午後	市役所、市民プラザ、公民館、女性センター	１２箇所
乾電池	毎月第一木曜の午後	市役所、市内の学校、公民館、農協支店、家電販売店、カメラ店、時計店等	８４箇所

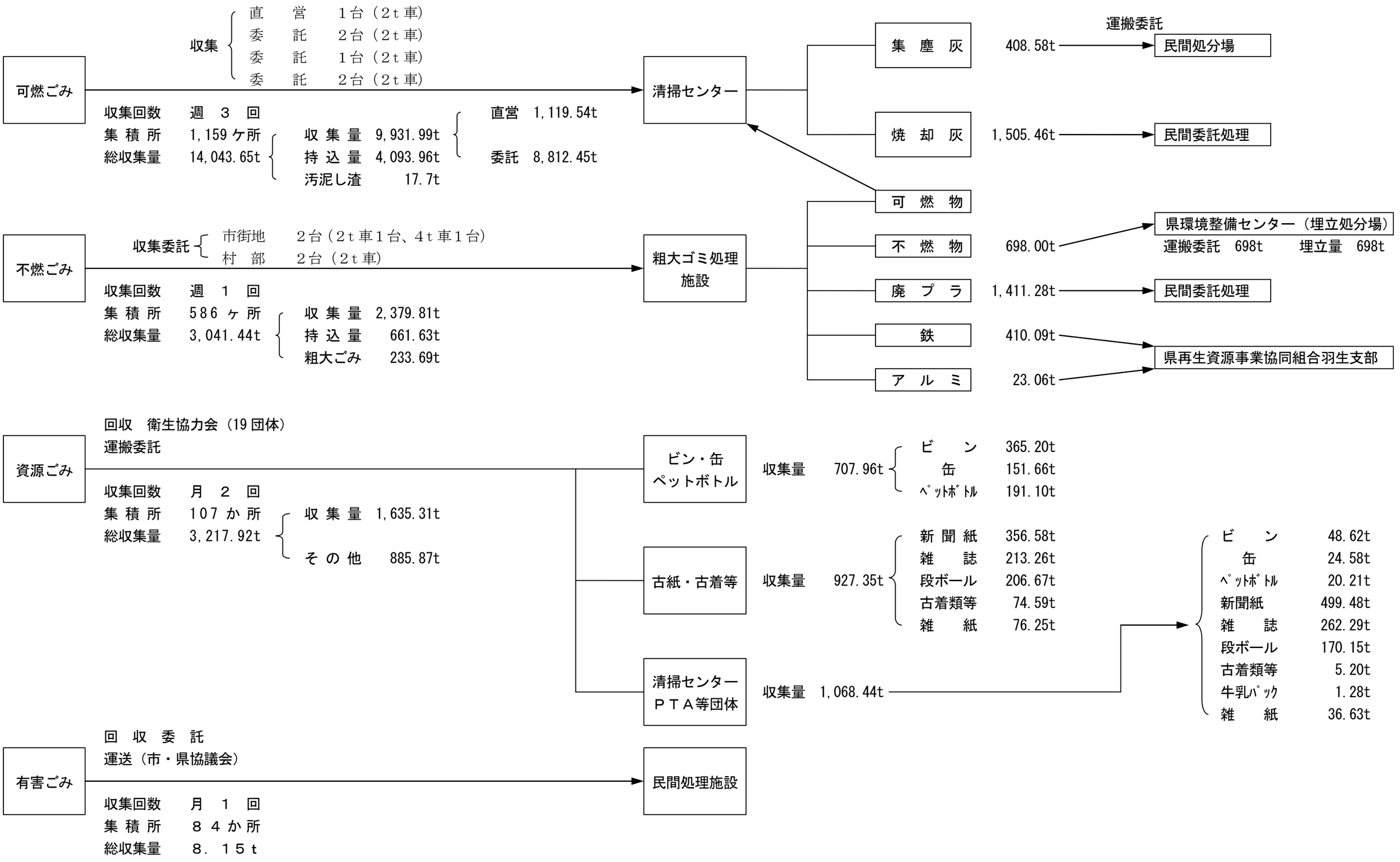

表 2-4　羽生市のごみ処理フロー（平成 22 年度）

2.4.ごみの排出量

2.4.1.総排出量

（総排出量）

・羽生市のごみ総排出量（生活系ごみ＋事業系ごみ＋団体回収等による資源物）は、平成 15 年度をピークに、毎年減少傾向を示しています。

・人口は平成 13 年度以降ほぼ横ばいの傾向を示しています。平成 22 年度のごみの総排出量は 19,797t で、平成 16 年度をピークに減少傾向を示しています。

・今後は、高齢化・核家族化の加速により一世帯当たりの人口が減少していくと考えられるため、世帯当たりのごみ発生量も減少傾向になると考えられます。

表 2-5　ごみ総排出量と人口推移

年度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
人　口（人）	58,101	57,928	57,905	57,886	57,684	57,637	57,631	57,791	57,438	57,161
世帯数	18,751	18,925	19,179	19,492	19,687	20,001	20,400	20,837	20,965	21,121
総排出量（t/年）	21,192	22,006	22,106	22,236	21,672	21,979	21,426	20,924	19,893	19,797

・人口、世帯数は住民基本台帳と外国人登録の合計値、４月１日現在。

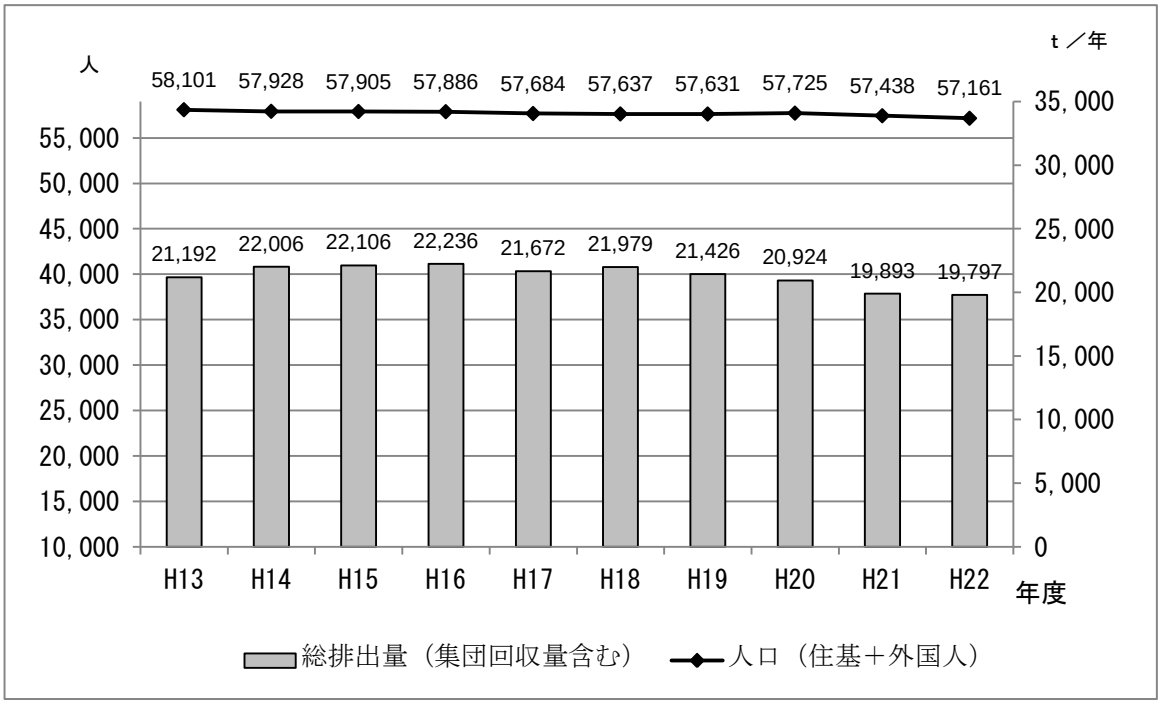

図 2-1　ごみの総排出量と人口の推移

2.4.2.生活系ごみ、事業系ごみの推移

・家庭から出される生活系ごみの排出量は、平成 13 年度 15,951t が、平成 18 年度では約 6%増加し 16,964 t となりましたが、その後減少傾向にあります。

・事業系ごみの排出量は、平成 13 年度 5,242 t が平成 15 年度では約 4%増の 5,483 t となり、その後横ばいでしたが、平成 20 年度から減少傾向にあります。

表 2-6　生活系・事業系の排出量推移

単位：t／年

年度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
生活系ごみ	15,951	16,882	17,022	16,959	16,670	16,964	16,184	16,106	15,877	15,797
事業系ごみ	5,242	5,125	5,483	5,278	5,002	5,015	5,243	4,819	4,014	3,999

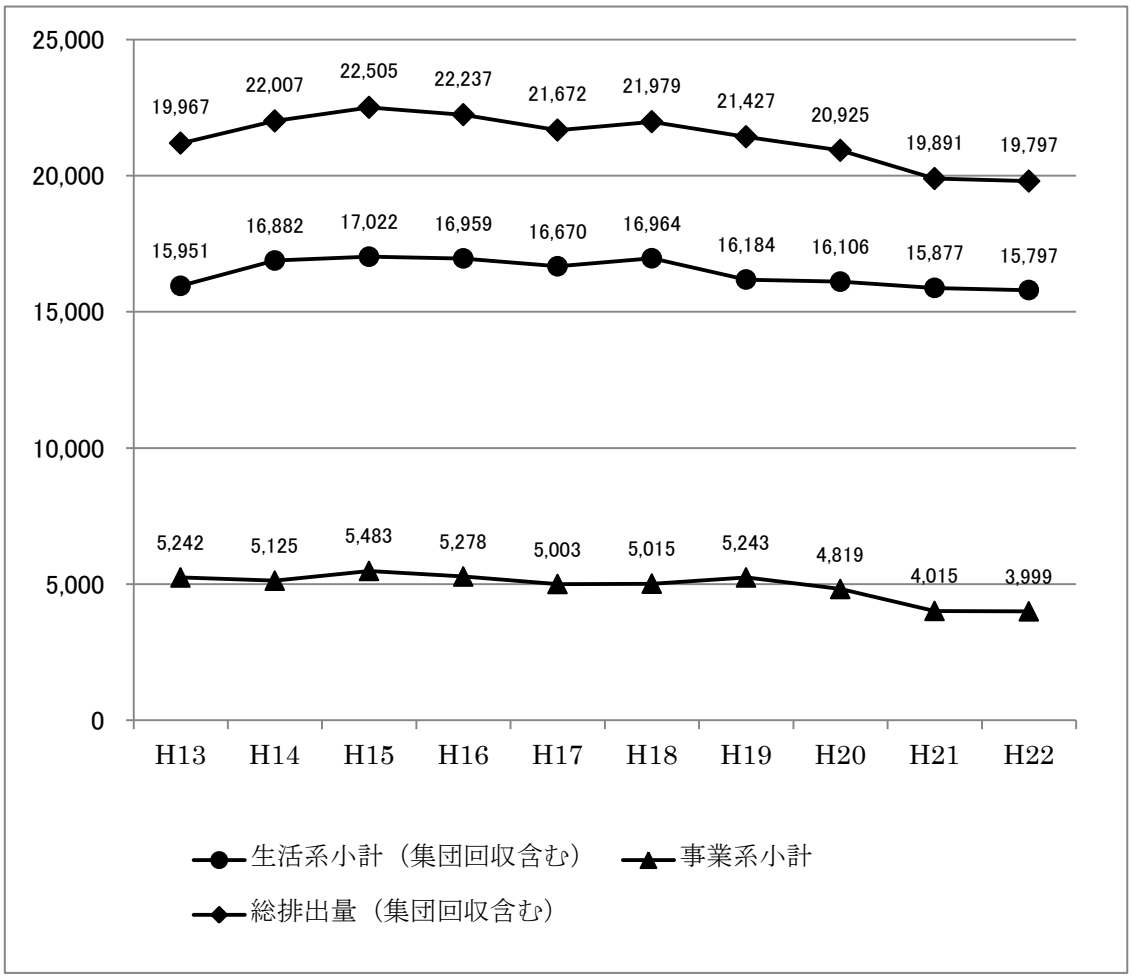

図 2-2　生活系・事業系の排出量推移

2.4.3.収集形態別に見たごみの推移

・収集の形態別にごみ排出量の推移をみると、集積所から収集されるごみ(燃やしてもよいごみ、燃やしてはいけないごみ)は、平成 18 年度までは増加傾向にありましたが、平成 19 年度以降減少傾向にあります。

・「直接持ち込み（生活系ごみ＋事業系ごみ）と許可業者による搬入（事業系ごみ）の量」は、平成 16 年度以降減少しています。

・資源ごみは、清掃センター回収分、集団回収分ともに横ばいです。

・「直接持ち込み・許可業者による搬入の量」のうち、約 73%が「許可業者搬入の事業系ごみ」、約 12%が「直接搬入による事業系ごみ」、約 16%が「直接搬入による生活系ごみ」となっています（平成 22 年度実績）。

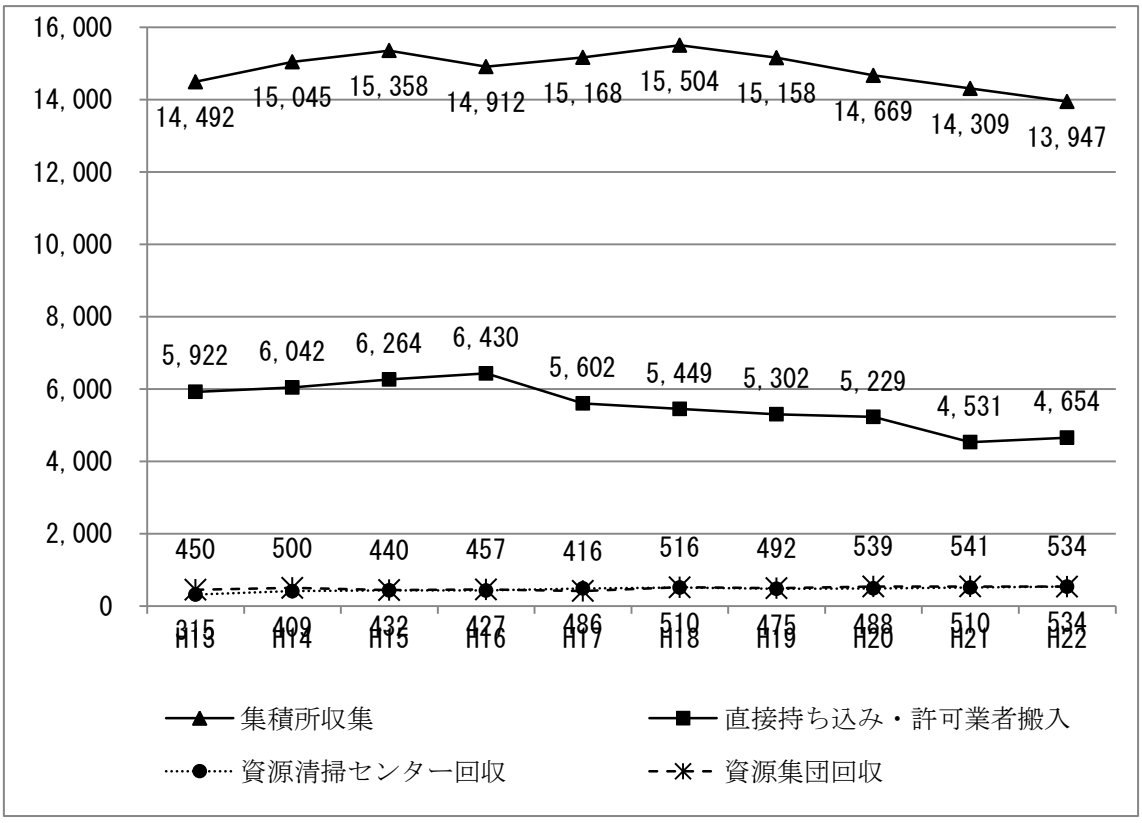

図 2-3　収集・回収方法別のごみ排出量の推移

2.4.4.排出源単位

・「資源を除いた市民一人一日当たりごみ排出量」は、平成 15・16 年度に 900g/人･日を超えておりますが、平成 22 年度実績では、本計画（平成 18 年度策定）における平成 22 年度の目標値 835g/人･日を達成しています。

・一人一日あたりの総排出量(事業系ごみ＋生活系ごみ＋集団回収資源量)は、平成 13 年度から平成 19 年度までは 1,000g/人･日を毎年上回って推移していましたが、平成 20 年度から減少しています。

表 2-7　市民一人一日あたりのごみ排出量の推移表

年　度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
人　口（人）	58,101	57,928	57,905	57,886	57,684	57,637	57,631	57,791	57,438	57,161
①市民一人一日当たりごみ総排出量（g/人･日）	999	1,041	1,046	1,052	1,029	1,045	1,019	992	949	949
②市民一人一日当たりごみ排出量（g/人･日）（生活系＋事業系、ただし資源物を含まず）	810	844	852	868	848	864	849	835	789	798
③市民一人一日当たりごみ排出量（g/人･日）（生活系､ただし集団回収を含まず）	731	775	785	781	772	782	746	736	731	730

・人口は住民基本台帳人口と外国人登録人口の計

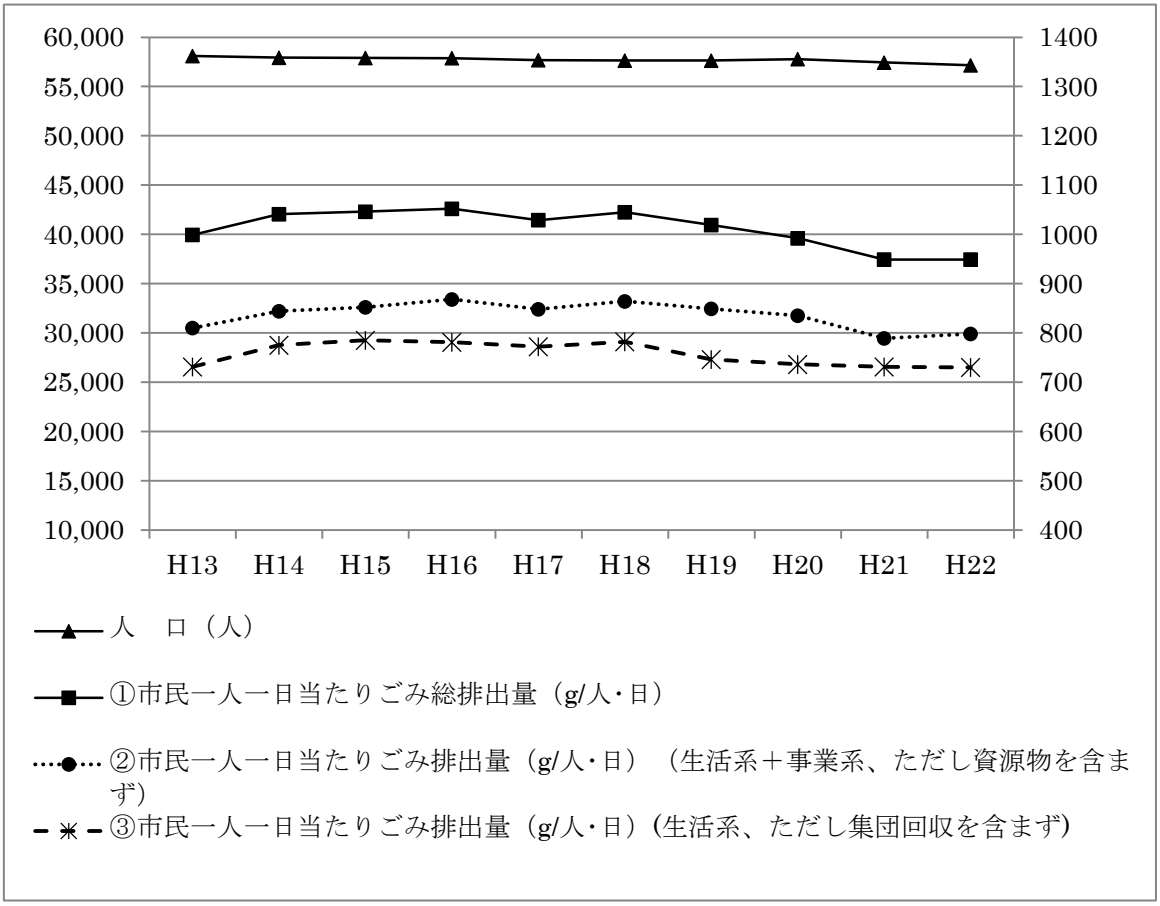

図 2-4　市民一人一日あたりのごみ排出量の推移

2.4.5.ごみの種類ごとにみた推移

（生活系ごみ）

・生活系ごみのうち燃やしてもよいごみは増加傾向が続いていましたが、平成 19 年度からわずかに減少傾向となっています。

・資源ごみ、粗大ごみは、平成 13 年度以降減少傾向です。

・燃やしてはいけないごみは、平成 19 年度に若干減少しましたが、ほぼ横ばいで推移し、平成 22 年度には微増しています。

（事業系ごみ）

・燃やしてもよいごみは平成 19 年度まで横ばいでしたが、平成 20 年度以降はごみの検問実施等により減少傾向となっています。

・燃やしてはいけないごみは、平成 13 年度に比べ、およそ１/３に減少しています。

表 2-8　種類ごと生活系・事業系ごみ排出量の推移

単位：ｔ／年

生活系ごみ推移	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
生活系ごみ計（集団回収含む）	15,951	16,882	17,022	16,959	16,670	16,964	16,184	16,106	15,877	15,797
燃やしてもよいごみ	9,614	10,120	10,489	10,199	10,512	10,860	10,755	10,599	10,345	10,134
燃やしてはいけないごみ	2,785	3,067	2,929	3,217	2,647	2,616	2,125	2,441	2,410	2,935
粗大ごみ	300	309	332	316	298	254	187	192	237	234
有害ごみ	9	9	9	9	9	8	8	8	9	8
資源ごみ	3,242	3,375	3,263	3,217	3,202	3,225	3,108	2,864	2,876	2,704
びん	547	525	523	501	488	471	465	434	433	414
かん･アルミ缶	384	370	338	341	330	315	309	293	298	176
ペットボトル	127	133	134	145	154	155	164	165	167	211
新聞	1,005	1,111	1,077	1,094	1,103	1,142	1,122	972	909	856
雑誌	676	702	651	615	614	613	560	541	491	476
ダンボール	368	411	412	398	389	406	374	354	381	377
雑紙	—	—	—	—	—	—	—	—	96	113
古着	130	119	125	121	122	121	112	103	99	80
牛乳パック	5	4	3	2	2	2	2	2	2	1

単位：ｔ／年

事業系ごみ推移	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
事業系ごみ合計	5,242	5,125	5,483	5,278	5,002	5,015	5,243	4,819	4,014	3,999
燃やしてもよいごみ	4,899	4,749	5063	4,902	4,734	4,740	4,960	4,622	3,884	3,892
燃やしてはいけないごみ	343	377	420	376	268	275	283	197	130	107

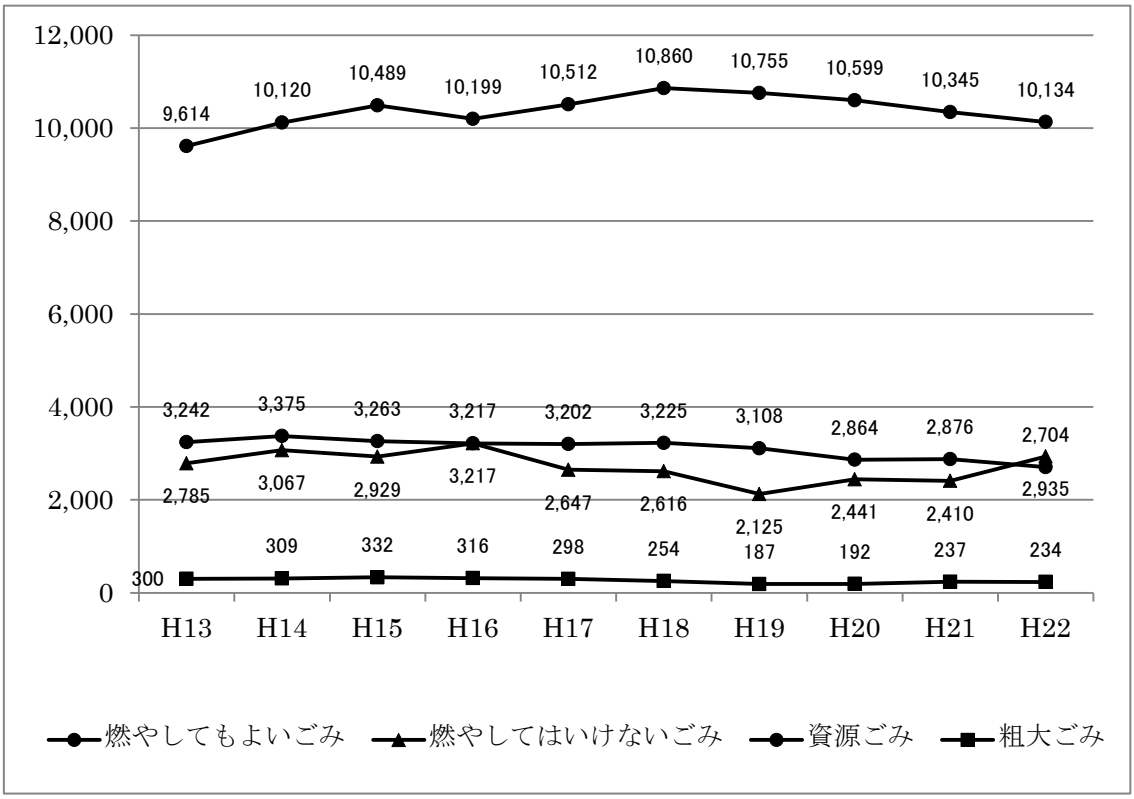

図 2-5　生活系ごみ排出量の推移

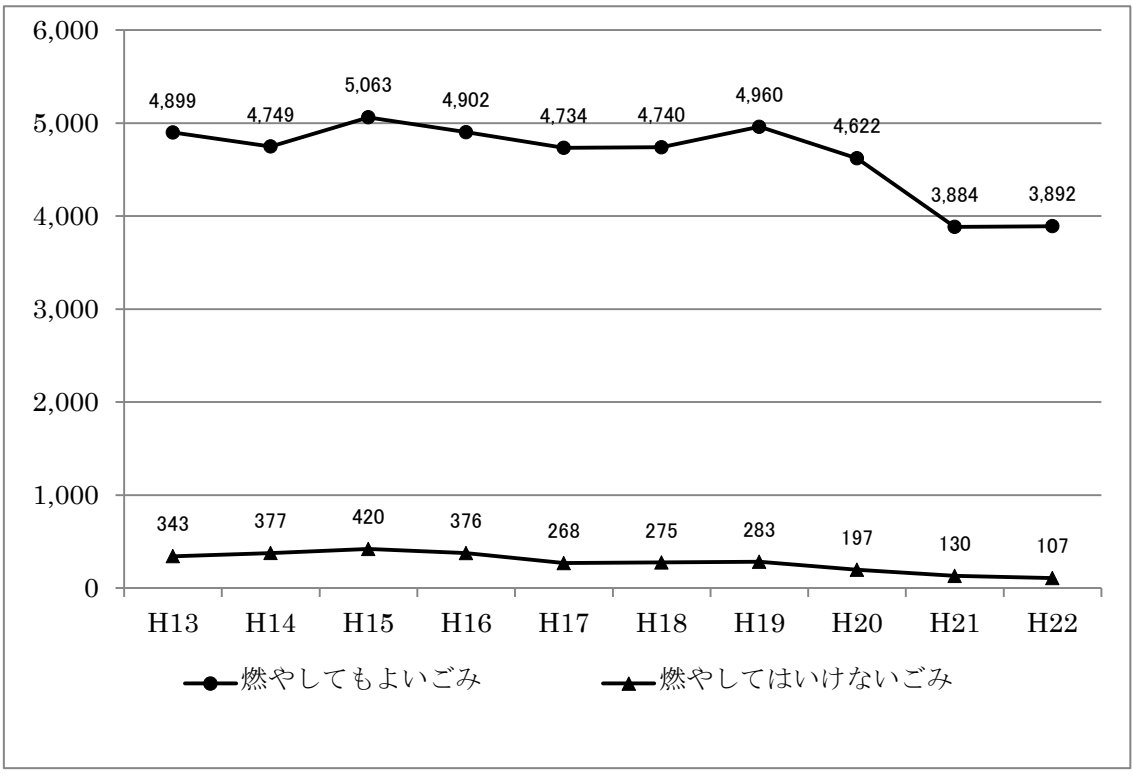

図 2-6　事業系ごみ排出量の推移

2.5.燃やしてもよいごみの組成

・市では、毎年 4 回、ごみ質（ごみの組成）を専門機関に委託して調査しています。
調査対象ごみは、羽生市清掃センターごみピットの「燃やしてもよいごみ」です。
・燃やしてもよいごみの組成の中で、全体に対し占める割合が特に多いのが、紙類、プラスチック類、厨芥（生ごみ）などです。

表 2-9　燃やしてもよいごみの組成(平均)

単位：%

中分類の集計	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
紙類	32.2	40.7	47.58	39.95	44.36	41.30	41.36	36.64	45.55	55.21
繊維	6.2	2.1	5.78	13.17	6.51	7.28	3.99	7.47	9.83	8.24
厨芥（生ごみ）	18.0	26.7	18.08	13.08	17.50	21.18	17.93	25.93	13.08	15.15
木草	14.8	7.3	6.48	9.35	9.83	14.25	13.83	9.60	6.23	5.6
プラスチック	16.3	13.3	14.85	15.14	15.12	10.24	14.47	16.58	17.90	12.58
ゴム・皮革	1.4	0.5	0.13	1.58	0.00	0.00	2.35	0.00	0.19	0.07
不燃物	2.2	2.6	2.72	2.77	1.58	1.18	1.03	0.33	3.75	0.53
その他	9.0	6.9	4.38	4.95	5.13	4.60	6.08	3.45	3.50	2.6

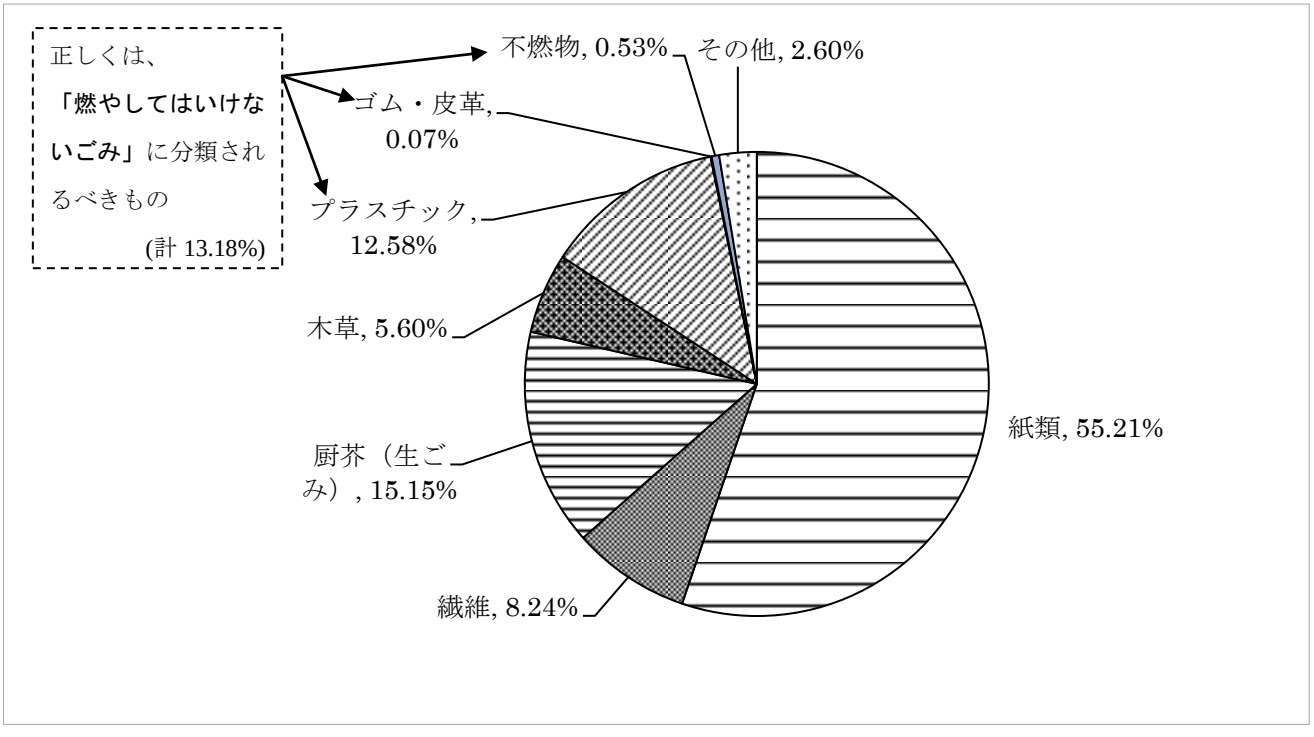

図 2-7　燃やしてもよいごみの組成(平成 22 年度)

2.6.処理・処分量と再資源率

2.6.1.中間処理量の推移

・焼却処理量は、平成 13 年度から 10 年間ほぼ同量となっています。

・粗大ごみ（不燃ごみ＋粗大ごみ）処理は、燃やしてはいけないごみと粗大ごみを破砕・選別処理しています。平成 12 年度以降廃プラスチック類の処理量が増加していましたが、平成 16 年度の年間 2,937ｔを境に減少し、平成 22 年度は年間 1,411t となっています。

表 2-10　中間処理量の推移

単位：ｔ／年

年　度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
焼却処理量（燃やしてもよいごみ）	14,514	14,869	15,553	15,101	15,246	15,601	15,715	15,221	14,230	13,837
粗大ごみ処理（破砕選別）	3,336	3,668	4,119	4,312	3,776	3,170	2,776	2,402	2,450	2,542
不燃物	765	813	762	702	569	658	603	614	698	698
廃プラスチック	1,803	2,080	2,524	2,937	2,602	1,945	1,714	1,353	1,282	1,411
鉄	741	745	802	646	581	543	436	412	451	410
アルミ	27	30	31	27	24	24	23	23	19	23

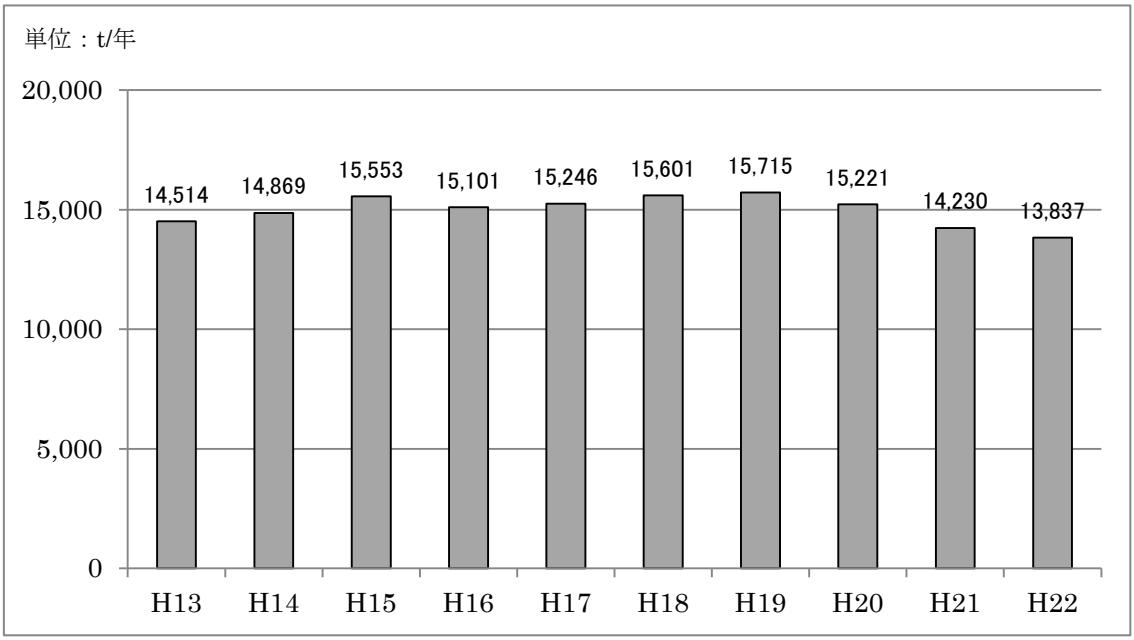

図 2-8　焼却処理量の推移

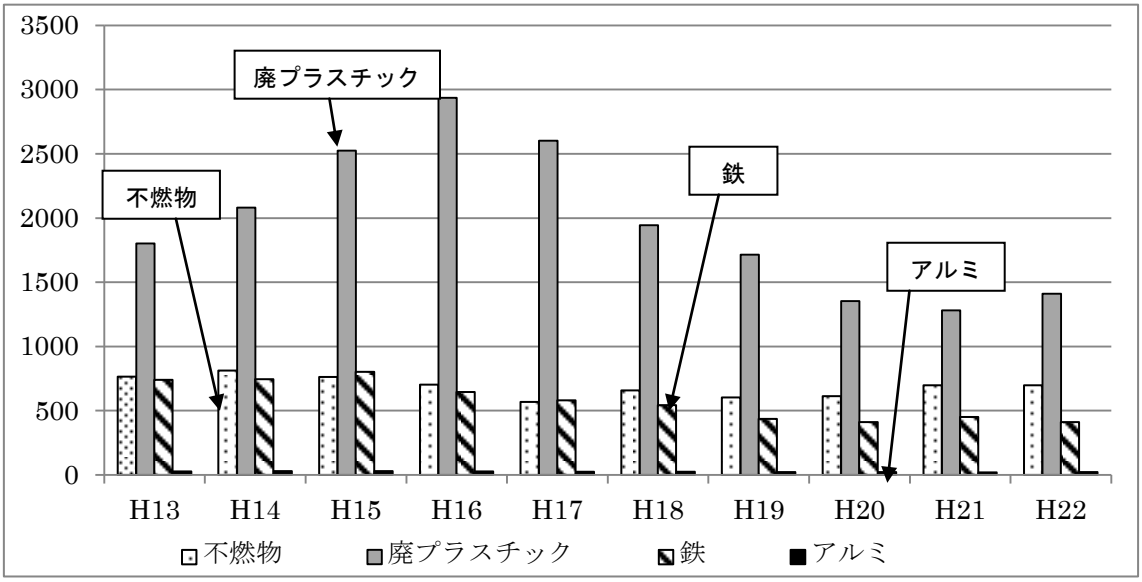

図 2-9　粗大ごみ処理施設(破砕・選別)の処理量

2.6.2.再生利用量の推移

・集積所で収集される資源ごみについては、ペットボトルが増加傾向を示していますが、平成 16～17 年度をピークに、特にかん、新聞、雑誌は回収量の減少がみられます。

・集団回収量は、平成 18 年度以降増加傾向にありましたが、平成 22 年度は回収量の減少がみられます。なお、品目別では、新聞紙がもっとも多く回収されています。（平成 22 年度 390ｔ）

・清掃センターで回収される資源物は、平成 14 年度以降では年間 400ｔ以上となっています。

・拠点回収されている牛乳パック（紙パック）は、平成 13 年度までは年間約５ｔ回収されていましたが、平成 14 年度以降の実績は２ｔ以下と減少しています。

・破砕処理後選別されるアルミは毎年約 30t/年前後を推移しています。また鉄は平成７年度から平成 15 年度までは年間 720～800ｔ程度が回収されていましたが。平成 16 年度以降減少しています。

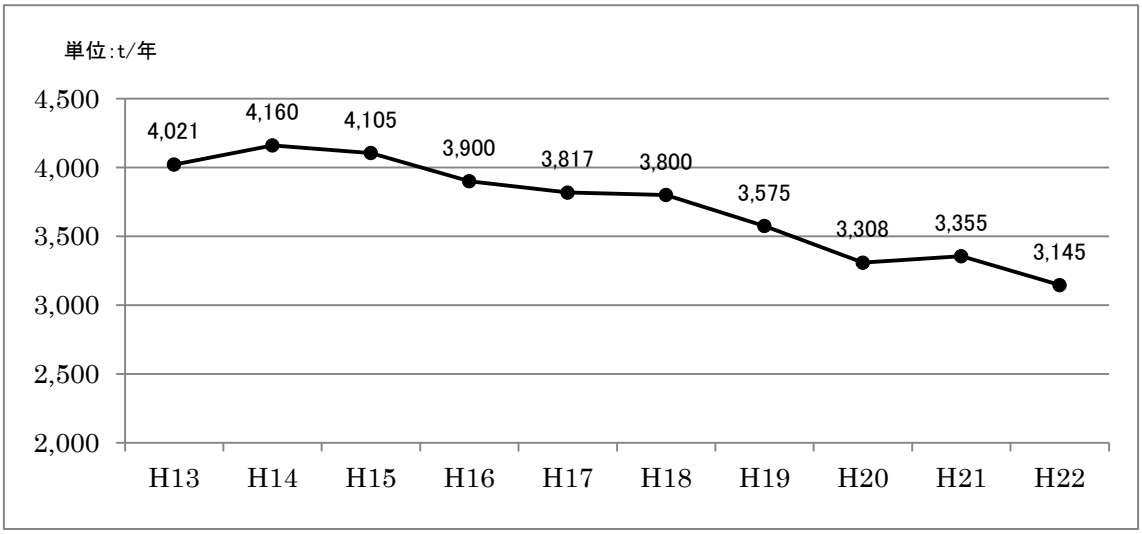

図 2-10　資源ごみ総量の推移

表 2-11　資源回収量の推移

単位：ｔ／年

年度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
集積所収集資源ごみ	2,474	2,465	2,389	2,332	2,301	2,199	2,141	1,839	1,824	1,636
びん	539	516	514	480	448	426	419	382	381	365
かん	380	367	335	327	304	288	281	264	273	152
ペットボトル	128	133	134	140	140	141	147	144	147	191
新聞	642	674	653	663	690	654	639	475	410	357
雑誌	447	441	413	389	385	365	330	282	241	213
ダンボール	216	219	220	220	219	215	219	196	209	207
雑紙	—	—	—	—	—	—	—	—	70	76
古着	122	115	121	114	114	111	105	95	93	75
集団回収量	450	500	440	457	416	516	492	539	542	534
びん	9	9	10	8	6	7	5	5	3	2
かん	4	4	4	5	6	5	5	5	4	3
新聞	286	336	320	325	298	365	359	382	390	388
雑誌	112	110	73	85	70	78	80	95	86	85
ダンボール	31	36	29	28	27	49	36	43	52	51
古着	8	4	4	7	8	10	7	8	7	5
牛乳パック	0	2	1	0.4	0.5	0.6	0.6	0.3	0.3	—
清掃ｾﾝﾀｰ回収	315	409	432	427	486	510	475	488	510	533
びん	0	0	0	14	33	38	41	47	48	46
かん	0	0	0	10	20	22	22	24	22	22
ペットボトル	0	0	0	5	14	15	17	21	20	20
新聞	78	101	104	106	115	122	124	116	109	112
雑誌	117	152	164	142	159	170	150	164	163	177
ダンボール	121	157	164	150	143	141	119	114	120	119
雑紙	—	—	—	—	—	—	—	—	26	37
拠点回収	13.5	11.3	10.5	11.3	11.3	10.1	9.6	10.4	11.3	11.1
牛乳パック	4.5	1.3	1.5	2.3	2.3	1.7	1.5	1.7	1.3	1.3
廃食用油	—	—	—	—	—	—	—	0.3	1.0	1.6
有害ごみ	9	10	9	9	9	8.4	8.1	8.4	8.8	8.2
粗大ごみ処理からの資源物	768	775	833	673	605	567	459	435	470	433
鉄	741	745	802	646	581	543	436	412	451	410
アルミ	27	30	31	27	24	24	23	23	19	23

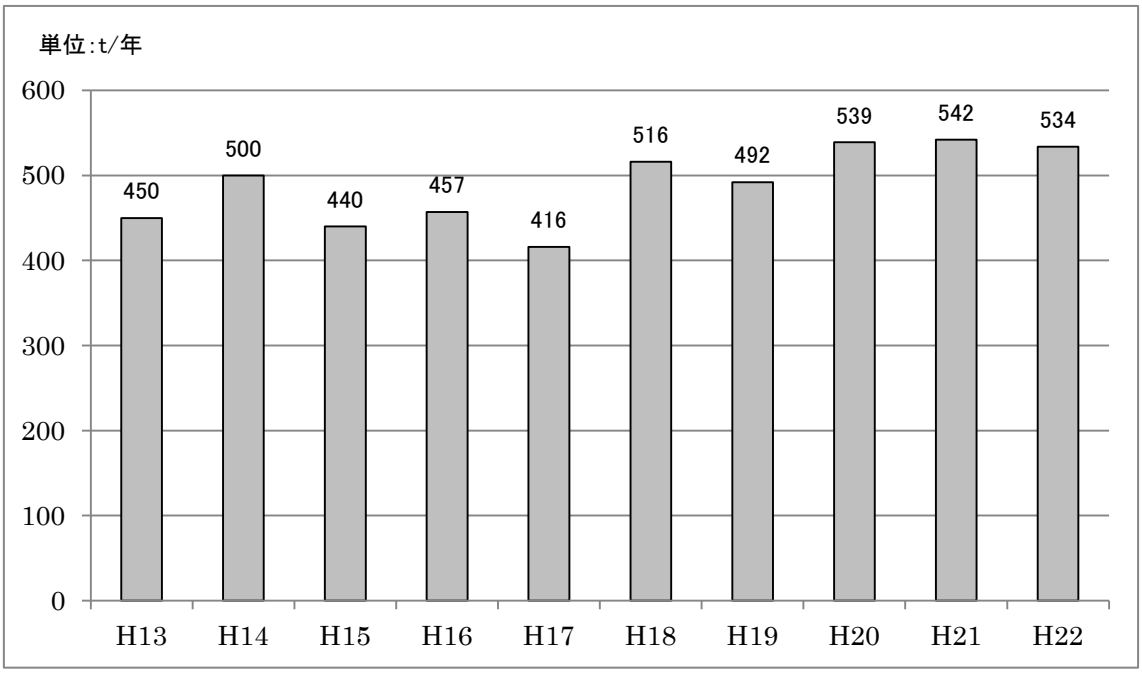

図 2-11　集団回収量の推移

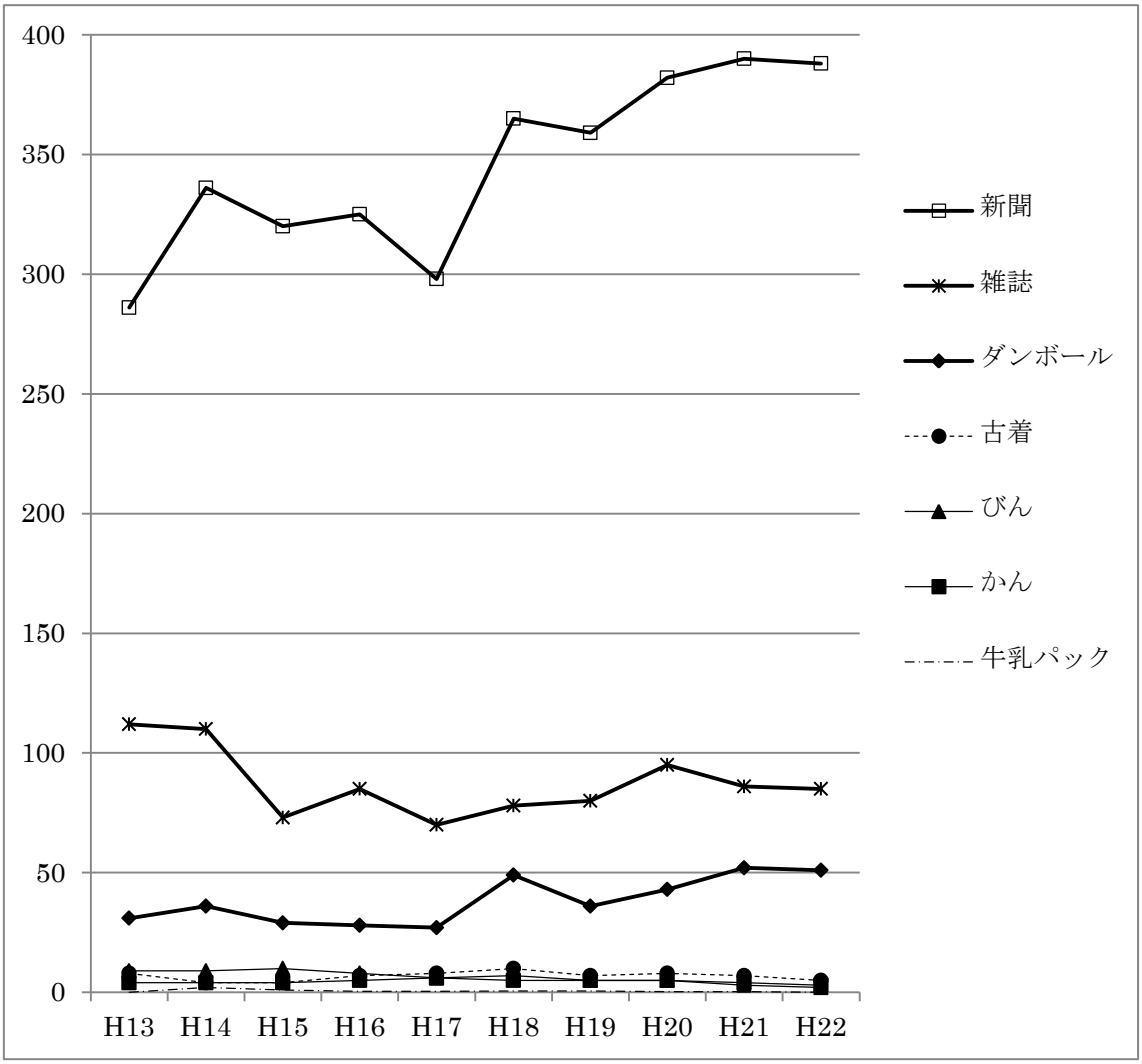

図 2-12　集団回収量(種類ごと)の推移

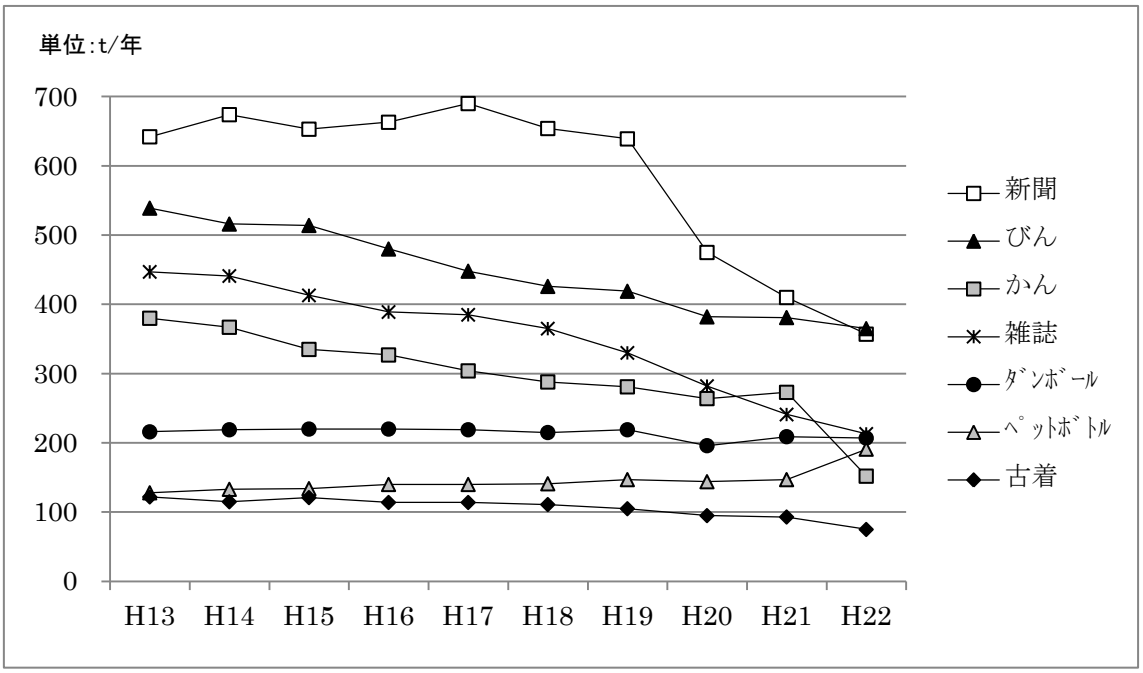

図 2-13　集積所回収　資源ごみの推移

2.6.3.再生利用率

・羽生市で回収される資源物は、集積所で収集される資源ごみ、ＰＴＡ・子供会等による集団回収、清掃センターへ直接持ち込まれる資源ごみ、拠点回収（紙パック、乾電池）、粗大ごみ処理施設で破砕後回収される鉄・アルミとなっています。

・ごみ総排出量にしめる資源物の割合は、平成 10 年度の 21.8%をピークに毎年減少傾向を示しており、平成 22 年度においては 15.9%となっています。

表 2-12　再資源化（再生利用率）の割合の推移

年　度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
再生利用率（ﾘｻｲｸﾙ率）	19.0%	18.9%	18.6%	17.5%	17.6%	17.3%	16.7%	15.8%	16.9%	15.9%
市民ﾘｻｲｸﾙ率	15.3%	15.3%	14.8%	15.0%	14.8%	14.7%	14.5%	13.7%	14.5%	13.7%

・リサイクル率＝(集積所回収+乾電池+破砕処理からの資源+集団回収)/総排出量

・市民リサイクル率＝(集積所回収+集団回収)/ 総排出量

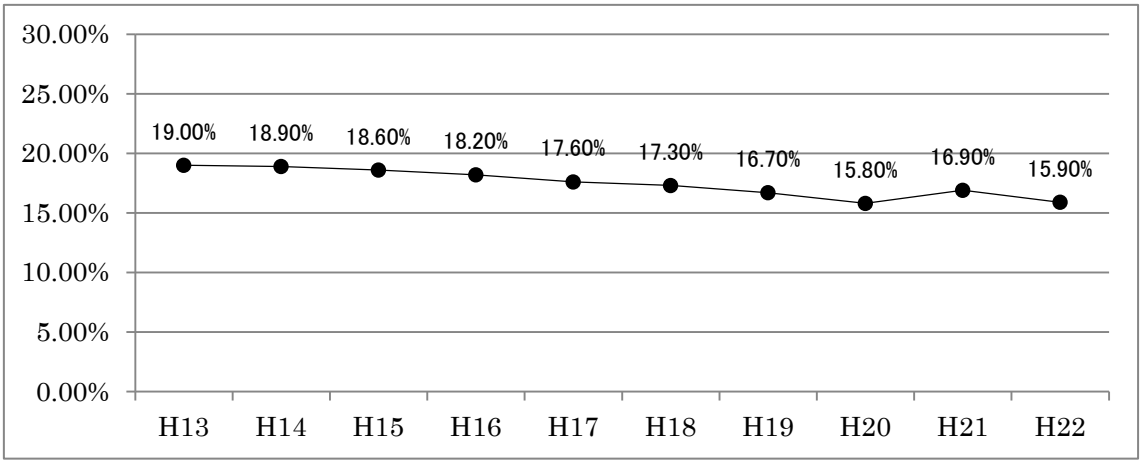

図 2-14　再資源化（再生利用率）の割合の推移

2.6.4.最終処分量の推移

・最終処分については平成 17 年度までは増加傾向にあり、特に廃プラスチックの処分量の増加が著しくなっていました。また、焼却灰についても平成 10 年度以降処分量が増加していますが、平成 16 年度以降減少しています。

・羽生市の最終処分場の残余量は、平成 22 年度末で約 5,820m^{3}となっています。

・平成 21 年度以降は、最終処分を民間委託とし、市最終処分場への搬入は災害発生時などに限定しています。

表 2-13　最終処分量の推移

単位：ｔ／年

年　度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
廃プラスチック	1,803	2,080	2,524	2,937	2,602	1,945	1,666	348	0	0
不燃残渣	765	813	762	702	569	658	603	614	698	698
焼却灰	1,559	1,639	1,701	1,470	1,683	1,385	604	402	0	0
集塵灰	341	319	316	346	310	298	299	385	435	409
し尿灰	46	67	74	75	—	—	—	—	—	—
計	4,514	4,917	5,378	5,530	5,164	4,286	3,172	1,749	1,133	1,107

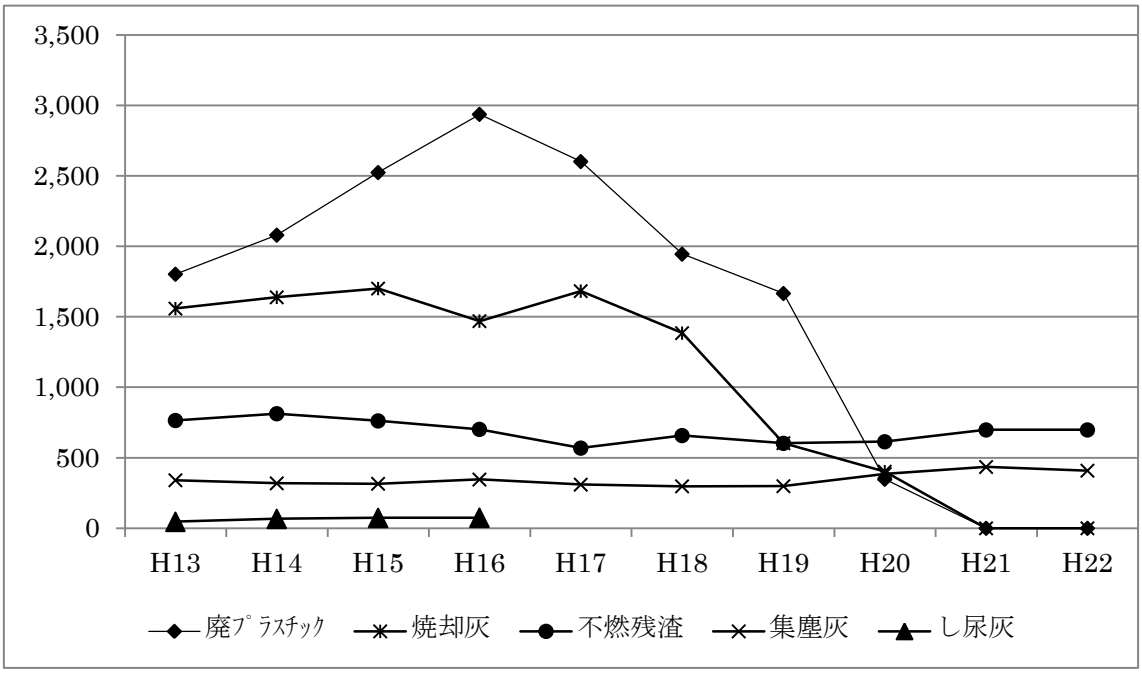

図 2-15　最終処分量の推移（種類ごと）

表 2-14　羽生市最終処分場の残余量

単位：ｔ／年

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	備　考
市(No. 4) 埋め立て量計(体積換算)	5,759	6,524	19,221	10,179	8,861	7,156	6,070	1,286	0	83	
焼却灰　(m^3)	1,008	1,071	1,121	936	1110	790	245	87	0	0	体積換算*0.8
不燃物　(m^3)	569	615	555	483	323	190	0	0	0	0	体積換算*1.2
廃プラスチック(m^3)	4,146	4,784	5,806	6,755	5,985	4,473	3,832	799	0	0	体積換算*2.3
し尿灰	37	54	59	60	1	1	1	1	0	0	体積換算*0.8
覆土（m^3）	0	0	11,681	1,946	1,443	1,703	1992	399	0	0	
埋め立て量の累計 市(No. 4)	11,799	18,323	37,545	47,724	56,585	63,741	69,811	71,097	71,097	71,180	
残余量推計	65,201	58,677	39,455	29,276	20,415	13,259	7,189	5,903	5,903	5,820	

※平成 22 年度は、3 月 11 日に発生した東日本大震災で生じたがれき類（瓦、塀）を震災廃棄物として最終処分場に処分した。（83 ㎥、体積換算は*0.68）

2.7.ごみの減量化・再資源化施策の現状

2.7.1.これまでのごみ処理施策の経緯

・羽生市の廃棄物処理施設の整備は、昭和 58 年に羽生市清掃センター、昭和 63 年に粗大ごみ施設が竣工し、平成 9 年には、清掃センター焼却施設のダイオキシン対策としてバグフィルターが整備されました。また、平成 19～20 年度には、焼却炉の大規模修繕を実施しました。

・平成 3 年に市内関係団体からの推薦及び市民からの公募による委員によって構成された『羽生市のごみ問題を考える市民委員会』が設置され、その後平成 7 年には同委員会の内容を発展させた『羽生市廃棄物減量等推進審議会』が設置されました。市長からの諮問に基づき審議を行い、ごみ減量・リサイクル促進の方策について答申を行いました。

・平成 17 年には、平成 11 年に加入した彩北広域清掃組合から離脱しています。

表 2-15　ごみ処理に関する羽生市の取り組み

年	月	内　容
昭和 51 年	4	不燃ごみ収集(村部)委託開始
昭和 58 年	3	羽生市清掃センター(焼却施設)竣工
	4	不燃ごみ収集(市街)委託開始
昭和 61 年	10	資源ごみ(ビン・缶)回収事業開始
昭和 63 年	3	羽生市粗大ごみ処理施設竣工
平成元年	4	可燃ごみ収集委託開始
平成２年	4	一般廃棄物運搬業務委託開始
	11	簡易焼却炉設置費補助開始
平成３年	3	羽生市一般廃棄物最終処分場竣工
	8	「羽生市のごみ問題を考える市民委員会」発足
平成４年	3	市民委員会　市長へ中間答申
	4	生ごみ処理容器購入費補助制度開始
	5	紙パック回収開始(市内 11 ヵ所に回収箱設置)
平成５年	3	「羽生市のごみ問題を考える市民委員会」最終答申
	10	羽生市一般廃棄物処理基本計画策定
		資源ごみ回収品拡充(古紙、古着、ペットボトル)
平成６年	4	事業系一般廃棄物処理有料化(200/10kg)
		集団回収(PTA 等)への補助開始
	7	粗大ごみ分別回収開始
平成７年	4	集じん灰運搬処理委託開始
		不燃ごみ収集(市街)を委託
	7	羽生市空き缶等の散乱の防止に関する条例施行
	10	一般家庭の焼却灰収集開始
	11	羽生市廃棄物減量等推進審議会発足
平成８年	9	羽生市分別収集計画(H9 から H13)策定
	10	リサイクルセンター開設(リサイクル自転車)

平成９年	3	羽生市一般廃棄物最終処分場竣工（新処分場）
	10	透明・半透明ごみ袋採用(4 月から 9 月は試行期間)
		羽生市廃棄物減量等推進審議会最終答申
		リサイクルショップ開設(不用品の販売)
	11	家庭用簡易焼却炉補助制度廃止
平成 10 年	1	羽生市廃棄物減量等推進員モデル地区(東町、東大和町、栄町)ｽﾀｰﾄ
	3	バグフィルター竣工(焼却処理施設)
	4	不燃ごみ収集(村部)回数増(月 3 回に)
		事業系一般廃棄物処理手数料変更(120 円／10kg)
		羽生市廃棄物減量等推進員全地区スタート(230 名)
		行田地区ごみ処理広域化協議会設立
平成 11 年	3	一般廃棄物処理基本計画見直し(行田地区ごみ処理広域化協議会)
	4	彩北広域清掃組合加入
		生ごみ処理機購入費補助制度開始
	6	羽生市分別収集計画策定(H12～H16)
平成 12 年	4	羽生市廃棄物減量等推進員（委任・２年更新）
	4	不燃ごみ回収（村部）回数増加（月３回→週１回）
平成 13 年	4	粗大ごみ分別回収・回数増加（２回／年→４回／年）
平成 14 年	4	羽生市廃棄物減量等推進員（委任・２年更新）
	4	生ごみ処理機補助金額引き下げ（20，000 円→15，000 円）
	6	羽生市分別収集計画策定（H15～H19）
平成 15 年	4	資源ごみ回収報償金金額の引下（一律３円／kg）
	4	報償金対象品目にペットボトル追加
平成 16 年	4	羽生市廃棄物減量等推進員（委任・２年更新）
平成 17 年	3	羽生市汚泥再生処理センター竣工
	4	羽生市汚泥再生処理センター運転管理業務委託開始
	6	生ごみ処理機器補助金額引下げ（処理機 15,000 円→10,000 円 ｺﾝﾎﾟｽﾄ2500 円→2000 円）
		羽生市分別収集計画策定（H18～H22）
平成 18 年	3	彩北広域清掃組合離脱
	12	羽生市一般廃棄物処理基本計画（素案）策定
		羽生市一般廃棄物処理基本計画策定
平成 19 年	3	廃プラスチック類運搬処理委託開始
	8	ごみ減量協力店・協力事業所認定制度ｽﾀｰﾄ
	11	ごみ減量研究グループ発足（12 名）
		清掃センター焼却炉大規模修繕（～20 年）
平成 20 年	4	廃食用油清掃センターにて回収開始
	10	事業系一般廃棄物搬入検査開始
平成 21 年	3	リサイクルショップ閉鎖
	4	資源ごみ品目に雑紙を追加
	4	廃食用油拠点（各公民館）回収開始
	4	最終処分場延命化のため全量処理委託開始
平成 22 年	3	リサイクル家具展示会実施
	5	羽生市分別収集計画策定（H23～H27）

2.7.2.ごみ減量化、資源化対策

資源物の分別収集

・資源ごみは、資源として再生できるびん、かんの収集を昭和 61 年 10 月からはじめ、平成 5 年 10 月からペットボトル、新聞紙、雑誌、ダンボール、古着を追加、平成 21 年４月から雑紙追加し、月 2 回日曜日に各自治会に設けられた資源ごみ集積所で、９分別収集を行っています。

資源物の拠点回収

・飲料用の紙パックは平成５年から、廃食用油は平成 21 年から、公民館等市内公共施設において拠点回収を実施しています。

剪定枝のリサイクル

・公共の道路や公園から出る剪定枝や木くずの資源化を進めるため、平成 16 年度から、羽生市シルバー人材センターの受注業務で発生する剪定枝について、リサイクル事業者での処理を斡旋しています。

リサイクルショップ

・衣類や小物類の不用品について、市民から寄付または委託を受けて、必要とする方に低価格で販売する『リサイクルショップ』を平成 9 年 10 月から開設し、当初の目的を達成したとして平成 20 年度に終了するまで年間およそ２万点の売買が行われました。現在はリサイクル家具展示会へと事業展開しています。

廃棄物減量等推進員（クリーン推進員）

・羽生市では、平成 3 年の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正を受けて、平成 5 年 6 月に市条例を全面改正し、新たに「羽生市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例」を制定しました。改正された法律では、ごみ処理の責務を国民、事業者、国及び地方公共団体のそれぞれに明確に規定しており、羽生市でも、市民、事業者、行政がそれぞれの責務をはたしながら協力してごみの減量化と適正な処理を進めるため、この制度を導入したものです。
・市内全域に廃棄物減量等推進員（クリーン推進員）を委嘱しており、平成 22 年度の委員数は、256 名です。自治会の推薦に基づき、市長が委嘱し、任期は 2 年となっています。このクリーン推進員の職務は、以下の通りです。
  - 正しいごみの出し方等の指導に関すること、
  - ごみの減量化、資源化の推進に関すること、
  - 市との連絡調整に関すること、
  - 環境美化意識の普及啓発に関すること

・廃棄物減量等推進員（クリーン推進員）を対象にした講習会の実施や手引き書を配布するなどして、ごみ処理に関する情報を提供しています。

ごみ減量協力店・協力事業所認定制度

・羽生市では平成 19 年度から、事業所における廃棄物の減量について様々な取り組みを行っている店舗、事業所を「ごみ減量協力店・協力事業所」として認定しています。

・平成 22 年度の時点では 13 店舗・事業所を認定しています。

資源回収への支援

・羽生市では昭和 61 年度から、資源ごみの回収を行う団体への報償金制度を設け、自治会やＰＴＡ等の地域活動団体を支援しています。平成 22 年度の実施団体は合計　４３団体で、総回収量は 2,163ｔでした。

・報償金の算定単価は、平成 14 年度までは 4 円/kg、平成 15 年度以降 3 円/ｋｇで、回収品目は、びん、かん、ペットボトル、新聞紙、雑誌、ダンボール、布類、雑紙の８種類です。

表 2-16　資源ごみ集団回収量・報償金交付実績の推移

	PTA などの団体（自治会以外の集団回収）			自治会（ステーションの分別収集）			報償金交付額計（円）
年度	団体数	回収資源物量（トン）	報償金交付額（円）	団体数	回収資源物量（トン）	報償金交付額（円）	
H13	11	447	1,793,797	28	2,474	10,107,108	11,900,905
H14	11	496	1,987,099	28	2,331	10,018,688	12,005,787
H15	10	437	1,310,980	28	2,390	7,138,110	8,449,090
H16	10	454	1,361,602	33	2,332	6,961,503	8,323,105
H17	10	416	1,248,263	33	2,301	6,873,874	8,122,137
H18	10	513	1,537,651	33	2,199	6,566,686	8,104,337
H19	10	489	1,467,858	33	2,141	6,402,047	7,869,905
H20	10	526	1,579,059	33	1,839	5,495,900	7,074,959
H21	10	541	1,622,037	33	1,825	5,451,339	7,073,376
H22	10	534	1,602,982	33	1,635	4,885,380	6,488,362

生ごみ処理機器購入補助

・家庭における生ごみの自家処理を促進するため、平成 4 年度から生ごみ処理簡易型容器、平成 11 年度から電気式生ごみ処理機を購入した方に補助金を交付しています。補助金額は次のとおりです。

表 2-17　生ごみ処理機器購入補助金額

年度	生ごみ処理簡易型容器	電気式生ごみ処理機
平成 16 年度まで	2,500 円/基	15,000 円/機
平成 17 年度以降	2,000 円/基	10,000 円/機

表 2-18　生ごみ処理機器購入補助の実績（平成 11 年度以降）

年度	生ごみ処理簡易型容器				生ごみ処理機(電気式)		補助金額（円）		
	補助基数	基数累計	補助世帯	世帯累計	補助基数	基数累計	簡易型容器	処理機(電気式)	計
H12	20	2,025	19	1,686	66	148	55,337	1,299,500	1,354,837
H13	20	2,045	16	1,702	55	203	55,898	1,095,600	1,151,498
H14	28	2,073	20	1,722	44	247	74,451	862,000	936,451
H15	21	2,094	17	1,739	18	265	51,658	270,000	321,658
H16	10	2,104	9	1,748	32	297	24,480	469,600	494,080
H17	13	2,117	10	1,758	13	310	26,000	130,000	156,000
H18	8	2,125	7	1,765	14	324	16,000	140,000	156,000
H19	3	2,128	2	1,767	8	332	6,000	80,000	86,000
H20	10	2,138	9	1,776	12	344	20,000	120,000	140,000
H21	16	2,154	11	1,787	15	359	32,000	149,900	181,900
H22	37	2,191	30	1,817	12	371	73,960	118,600	192,560

※累計数値については、平成４年度からの累計

広　報

・ごみの分別と資源化の促進を図るため、ごみの排出方法に関するチラシ等を各家庭に随時配布しています。また、「広報はにゅう」及び「お知らせ版」において、環境シリーズ「環境コミュニケーション」等を掲載し、ごみ処理やリサイクルについて情報の提供を行っています。

不燃ごみ集積所設置への支援

・自治会が不燃ごみの集積所を整備する場合は、整備費の一部について補助金を交付しています(平成12年４月から)。補助金の額は整備費の１／２以内とし、新規の整備の場合は 15 万円、修繕の場合は５万円が限度額です。

環境教育

・環境講座等で、ごみの減量化・排出抑制やリサイクルの促進など、ごみ問題をテーマにした研修を行っています。また、要請を受けた学校、自治会や学校等へ直接職員が出向く出前講座を実施しています。また、教育委員会が窓口となり、市内小学校　4，5年生を対象にした清掃センター施設見学を受け入れています。

環境講座の案内（羽生市の公式ＷＥＢから）

羽生市：環境講座にご参加ください - Microsoft Internet Explorer

ファイル(F)　編集(E)　表示(V)　お気に入り(A)　ツール(T)　ヘルプ(H)　リンク

環境講座にご参加ください

市では、地域の環境や地球環境を真剣に考え、理解を深めていただくため、下記のとおり環境講座を開催いたします。現代社会では避けてはとおれない環境問題、興味深い内容を用意いたしましたので、ぜひご参加ください。

◆募集人員　30名（定員になりしだい締め切り）

◆応募資格　原則として18歳以上の市内に在住・在勤する方

◆申込方法　環境課まで直接又は電話にてお申し込みください

◆申込期限　8月8日（金）

◆受講料　無料

◆問合せ先　羽生市環境課環境保全係（内線173・176）

平成17年度環境講座

回数	期日	時間	会場	内容	講師名
1	8月15日（水）	午後7時00分から8時30分	羽生市民プラザ 206研修室	環境にやさしいライフスタイル	秋元智子氏（NPO法人環境カウンセラー全国連合会）
2	8月18日（土）	午前10時00分から11時30分	羽生市民プラザ 206研修室	子供たちに青い空ときれいな水を残してあげるために	山田胤雄氏（埼玉県浄化槽協会）
3	8月22日（水）	午後7時00分から8時30分	羽生市民プラザ 206研修室	羽生市のごみ問題	野口文男（羽生市環境課）
4	8月25日（土）	午前10時00分から11時30分	羽生市民プラザ 206研修室	地球と人とエネルギー	細井辰久氏・河田徹氏・根岸稔氏（東京電力）

ページが表示されました　インターネット

スタート　羽生市：環境講座にご...　13:47

省エネ・エコオフィス実践プラン21（羽生市地球温暖化対策実行計画）

・平成12年度に制定された「羽生市環境基本条例」第20条の規定に基づき、羽生市が行う全ての事務・事業を対象とし、地球温暖化防止のための率先行動に取り組んでいます。取り組みの主な内容は、事務所内での電気使用量の削減、水道使用量の削減、燃料使用量の削減、用紙使用量の削減等を実施しています。

・平成２０年に制定された地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の３に基づき、羽生市地球温暖化対策実行計画を平成２２年度に全面的に改定し、新たに「省エネ・エコオフィス実践プラン２１」を策定しました。

表 2-19　省エネ・エコオフィス実践プラン21の目標

【目標】二酸化炭素（CO_2）の排出量を、２０１４（平成２６）年度において、２００７（平成１９）年度比６．０%抑制する。

項　　目	内　　容
計　画　年　度	２０１０（平成２２）年度から２０１４（平成２６）年度
基　準　年　度	２００７（平成１９）年度（６，６１０ｔ）
排出抑制目標	６．０　%
Co2 排出抑制量	３９６．６ｔ/年

2.7.3.衛生的な生活環境保全対策

ゴミゼロ運動(地域の美化清掃運動)

・快適な環境作り運動強調月間の趣旨を踏まえ、5 月 30 日(ゴミゼロの日)前後に市民の参加、協力により、道路のポイ捨てごみなどの美化清掃運動を展開しています。平成 22 年度の運動におけるごみ収集量の実績は 7,020kg、参加者数は市内で約１万人となっています。

不法投棄対策

・埼玉県東部環境管理事務所と協力の上、定期的に監視パトロールを実施するとともに、不法投棄禁止の看板の設置を、自治会や警察と協力して行っています。また、空き地等の雑草苦情については、土地所有者・管理者に対し改善通知による指導を行っています。

2.8.清掃事業の財政

羽生市の中間処理および最終処分に係るごみ処理経費は、平成 13～17 年度までは、市民一人当たり年間約１万円となっておりましたが、平成 22 年度では、約 12,388 円となっています。

表 2-20　ごみ(事業系を含む)排出量と処理経費

年度	ごみ処理経費総額(千円)	処理経費※1 (千円)	工事費 (千円)	市民一人当たり (円/人)
H13	615,407	615,407	0	10,624
H14	607,378	607,378	0	10,489
H15	569,640	569,640	0	9,841
H16	617,412	617,412	0	10,703
H17	610,266	610,266	0	10,588
H18	679,824	679,824	0	11,796
H19	980,213	680,963	299,250	16,961
H20	969,054	709,704	259,350	16,871
H21	708,977	708,977	0	12,403
H22	705,635	705,635	0	12,388

※１　人件費、収集運搬費、中間処理費、最終処分費、委託費　　資料：環境課

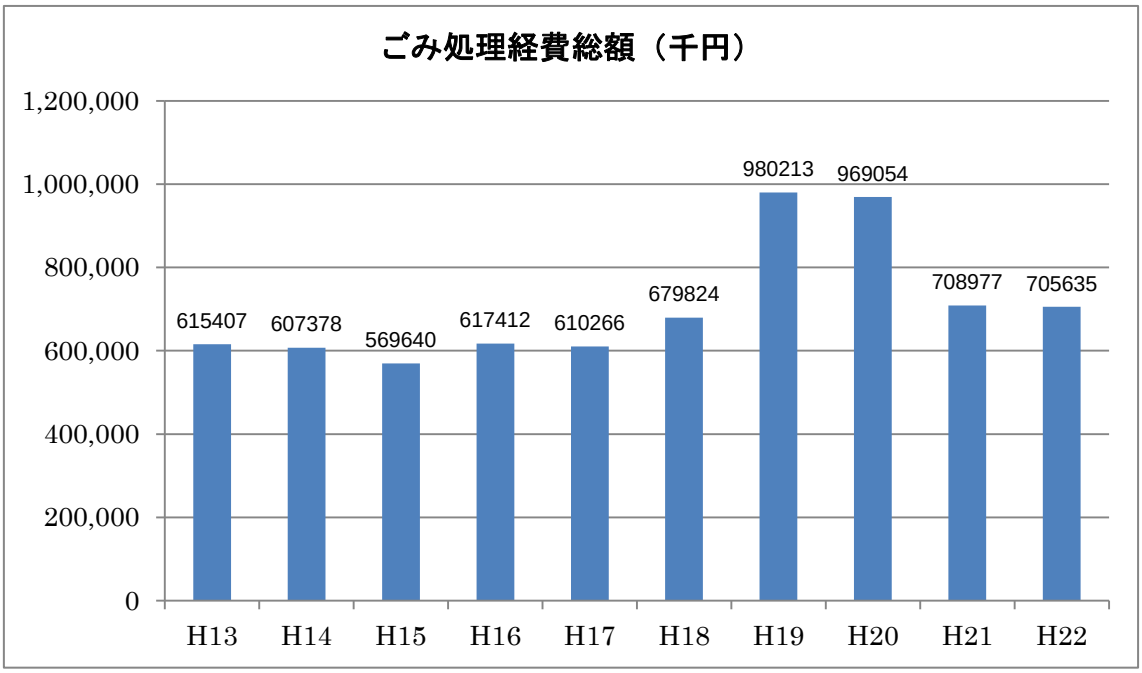

図 2-16　ごみ処理経費の推移

○ごみ排出量の推移から

羽生市のごみ総排出量（生活系ごみ＋事業系ごみ＋団体回収資源物）の推移をみると、市民一人一日当たりの排出量が県平均（896g、羽生市は 949g。平成 21 年度値）よりも高く、平成 15 年度をピークに若干減少しているものの、さらなる減量に取り組まなければならない状況にあります。集積所へ排出される家庭ごみの排出量の減少を図るとともに、特に「直接持ち込み・許可業者による搬入ごみ」の増加を抑制することが重要な課題となっています。また、今後予想される高齢化、独居世帯の増加に対応したごみ減量・排出抑制の施策が必要となります。

○ごみ分別区分の見直し

可燃ごみの組成調査では、一部資源ごみである紙類や本来不燃ごみに分類されるプラスチック類が多く含まれており、また破砕処理後の不燃ごみでは、プラスチック類の比率が高いことから、徹底したごみの分別の実施を図るとともに、ごみ減量化・資源化を促進させるため、ごみの分別区分、特に資源回収品目について追加すべきものがあるかの検討が重要となります。

○経済的手法（家庭ごみ有料化等）の導入

ごみ減量の効果的な施策の一つとして、家庭ごみ収集の有料化（処理手数料徴収）の導入が考えられます。しかし家庭ごみ有料化の実施にあたっては、市民全体の合意形成が不可欠であり、全国や県内の他市町村の有料化動向を調査するとともに、効果的な制度設計について研究が必要です。

平成 21 年 3 月に、羽生市廃棄物減量等推進審議会でこの研究、議論がなされ、現時点では他の施策によってごみの減量化を促進することを優先すべきとして、当面家庭ごみ有料化の導入は見送るべきとの判断がなされました。

○ごみ排出マナー向上のための啓発、情報提供

可燃ごみに不燃ごみや資源物が混入するなど分別が適正に行われていなかったり、ごみが散乱し不衛生な状態になってしまう等、ごみ排出のマナーが守られていない集積所が一部見受けられます。このため、事業系・生活系ともにごみ排出マナー向上のための啓発対策が課題となっています。また日本語が読めない外国人への説明や、市民が分別の際に手助けになるような冊子などの情報の提供も重要となります。

○事業者への対策

事業系ごみは、持ち込まれる際に資源物の混入など分別の徹底がなされていないケースが見られるとともに、一部の集積所では事業系ごみが生活系ごみに混入して出されていることも少なくありません。このため、事業系ごみの排出方法に関し、事業者への指導を強化することが重要となります。

○清掃センターの適正な維持管理

清掃センターは施設の長期稼動により設備の老朽化が進み、平成 19～20 年度に大規模修繕を実施したものの、定期的な補修・修繕、適切な運転管理が欠かせない状況です。今後、処理施設の更新、処理の民間委託、近隣市町村との広域処理等、適正な処理体制の確立のための検討が必要となります。

○最終処分場の延命化と確保

現最終処分場については、処分量の推移から平成 19 年に埋め立ての完了が予測されていたため、ごみの減量や県等への委託処理により現処分場の延命化を図るとともに、最終処分場の整備や委託処分等による、最終処分先の確保についての検討を行い、平成 21 年から最終処分の全部委託を開始しました。

○不法投棄対策

家電リサイクル法施行後、空き地や河川敷等への不法投棄が増加しています。今後、新たなリサイクル関係の法律整備や家庭ごみの有料化導入など、社会情勢の変化により、さらに不法投棄が増加することが予想されるため、ごみの適正処理の意識高揚と監視・パトロール等の対策強化が必要となります。

3. ごみ処理の基本方針

3.1. ごみ処理の基本方針

羽生市の一般廃棄物の処理にあたっては、次の基本方針に基づき施策に取り組みます。

１. 市民・事業者との協働による４R※の推進

≪ごみの減量・排出抑制・再資源化計画≫

ごみの減量のためには、単に排出されたごみを資源化(リサイクル)するだけでなく、ごみの発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)に加え、ごみとなるものを断る･拒否する(リフューズ)の**４Ｒ**への積極的な取り組みを推進します。あわせて、ごみの減量・排出抑制及び再資源の促進に関し、市民・事業者・行政が行うべき役割と行動を明確にし、効率的かつ効果的な取り組みを推進します。

２. 適正な処理・処分体制の整備・拡充

≪収集・運搬計画・中間処理計画・最終処分計画≫

ごみの収集・中間処理(焼却・破砕)・最終処分(埋め立て)に関しては、効率的かつ効果的な対応を行うとともに、施設の適切な維持管理に努め、整備についても安全かつ適正に実施し、万全を期した運営を行います。

３. 生活環境の美化、環境保全の推進

≪生活環境の美化と環境保全の推進≫

環境美化活動の支援や環境教育の普及により、地域の環境保全についての意識高揚を積極的に図ります。

※４R とは…４Ｒ（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）

よく知られている「３Ｒ」とは、まず、廃棄物の発生抑制（リデュース）⇒再使用（リユース）⇒再生利用（リサイクル）をそれぞれの段階で促進することにより、循環型経済システムの構築を目指すものです。さらに、買い物するときに包装を断るなど、「ごみとなるものを断る」・「発生を回避する」という消費者のごみ発生抑制行動（リフューズ）を加えて「４Ｒ」といいます。

「４Ｒ」
① Refuse(リフューズ)：不要なものは買わない、ことわる
② Reduce(リデュース)：生産、流通、消費段階で廃棄物の量を減らす
③ Reuse(リユース)：くりかえし使う、修理して使う
④ Recycle（リサイクル）：できるものは材料やエネルギーとして再生利用する

3.2.施策体系

基本方針

1.市民・事業者との協働による4R の推進

分　　類	施　　策	具体的な取り組み
3.1. ごみの減量・排出抑制・再資源化計画	3.1.1. ごみの減量・排出抑制の推進	①ごみを出さない消費行動の推進
		②市民・事業者への情報提供と啓発
		③有用物交換の促進
		④家庭生ごみの処理促進(堆肥化等)
		⑤一般廃棄物収集・運搬許可業者に対する分別・資源化等排出指導
		⑥事業系一廃排出事業者への指導
		⑦事業系手数料単価の検討
		⑧ごみ減量協力店の指定制度
		⑨家庭ごみ有料化の検討
	3.1.2. リサイクルの推進	①資源回収の促進・強化
		②団体回収の支援・強化
		③剪定枝等の資源化
		④グリーン購入の推進・啓発
		⑤事業系ごみのリサイクル促進支援
	3.1.3. 市民・事業者と市の協働体制づくり	①廃棄物減量等推進員(クリーン推進委員)による指導
		②廃棄物減量等推進審議会による方針策定
		③リサイクルリーダーの育成
		④市民・事業者・行政（市）の役割分担

基本方針

2.適正な処理・処分体制の整備・拡充

分　　類	施　　策	具体的な取り組み
3.2.収集・運搬計画	3.2.1.適正な収集・運搬システムの確保	①適正な収集・運搬体制の整備
		②ごみステーションの管理指導
		③不燃ごみステーション整備の支援
	3.2.2.適正な分別区分の設定	①適正なごみ分別区分の検討
		②処理困難物等に対する指導
3.3.中間処理計画	3.3.1.適正処理体制の確保	①適正な中間処理の実施
	3.3.2.施設整備の検討	①ごみ処理施設整備の検討
		②新中間処理技術の検討
3.4.最終処分計画	3.4.1.適正な最終処分の確保	①適正な最終処分の実施

基本方針

3.生活環境の美化、環境保全の推進

分　　類	施　　策	具体的な取り組み
3.5.生活環境の美化と環境保全の推進	3.5.1.環境美化、環境保全意識の普及・啓発	①公共施設における環境保全活動の実施
		②環境教育の充実
	3.5.2.環境美化・環境保全活動の促進	①環境美化運動の実施
		②地域の環境保全活動の支援
		③不法投棄パトロールの強化

3.3.計画の目標値

3.3.1.指標の設定

一般廃棄物処理基本計画の目標には以下の指標（ものさし）を採用します。

●一人一日あたりの排出量

・市民一人一日あたりの排出量は、一人ひとりの成果を表し、実感が持ちやすいためごみ減量の指標とします。羽生市環境基本計画では「**生活系ごみ＋事業系ごみ＝総ごみ量**」を目標としているので、それを引き継ぎます。

・人口には外国人を含みます。

算出式

$$\text{一人一日あたりの排出量} = \frac{\text{生活系ごみ＋事業系ごみ＝総ごみ量}}{\text{人口(人)} \times 365\text{日}}$$

●再生利用率（リサイクル率）

・家庭や事業所から排出される廃棄物の内、再生利用されるものの割合を指標とします。

・再生利用されるものは、集団回収、資源ごみ集積所及び拠点回収において回収される資源物、清掃センターにおいて発生する破砕選別後の鉄・アルミ及び分別回収される資源物です。

●最終処分量

・清掃センターにおいて発生する、焼却処理後の焼却灰や破砕選別後の不燃物、廃プラスチックについては、羽生市一般廃棄物最終処分場及び県処分場等に埋め立て処分されていますが、市最終処分場における埋め立て残余量が限られているため、最終処分量を減らすことが課題となっています。このため年間の最終処分量を指標とするものです。

3.3.2.計画の目標

本基本計画では、ごみの減量・排出抑制・再資源化計画及び中間処理計画等の各施策を積極的に進めることにより、次のような目標を目指します。

【羽生市の一般廃棄物処理の目標値】

（平成 22 年度）⇒（平成 27 年度）

- ○ 市民一人一日当たりごみ排出量（生活系ごみ+事業系ごみ=総ごみ量）　949 g/人･日⇒　900 g/人･日
- ○ 再生利用率　15.9 %　⇒　20 %
- ○ 最終処分量　1,107t/年 ⇒　900t/年

表 3-1　目標の達成状況と平成 22 年度、27 年度の目標値

目標項目	羽生市の現状（H22）	現状施策維持の場合の推計値（計画当初見込）	施策実施後の最終目標(H27)
市民一人一日当たりごみ排出量（生活系ごみ+事業系ごみ=総ごみ量）	949ｇ	1,121ｇ(H27)	900　ｇ　(H27)
再生利用率　（%）	15.9%	15.8 %(H27)	20 %(H27)
最終処分量(年間)	1,107 t/年	6,962 t/年 (H27)	900 t/年(H27)

※　市民一人一日当たりごみ排出量の平成 27 年度目標値について

平成 16～20 年度までに年平均で約 15g 減少しており、この推移から推測すれば 10 年間で約 150g 削減となるが、平成 22 年度に増加を示していることなども考慮すると、現実的ではない。ただし、一人当たり 1 日 10g 程度の削減は今後のごみ減量の施策による意識改革等で可能と思われるため、1 日当たり 10g×5 年間で 50g の削減を目標とし、平成 22 年度における 949g と比して目標値を 900g とした。

※　再生利用率の平成 27 年度目標値について

平成 13 年度以降年間 0.6～0.7%下降しており、平成 21 年度には雑紙を資源品目に追加したことによる下げ止まりがあるものの、平成 27 年度にはより低い数値になると考えられる。しかしながら循環型社会構築のため高いレベルでの目標設定が必要であることから、年間 1%増とし、平成 27 年度目標値を 20%とした。

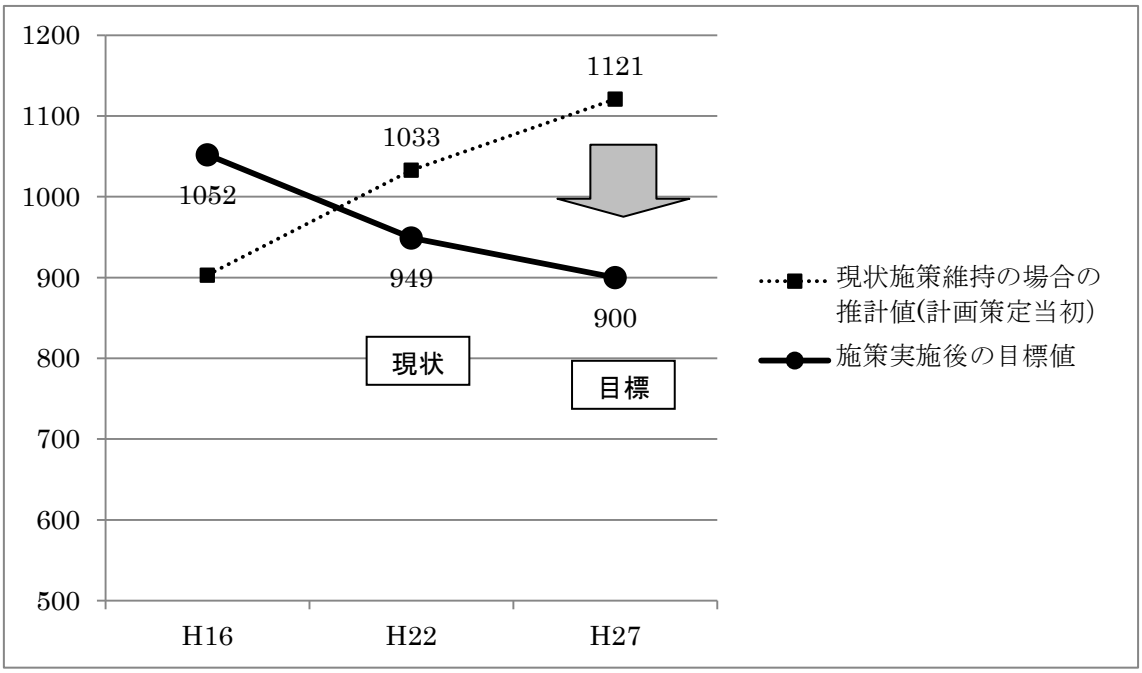

図 3-1　市民一人一日当たりの排出量の目標

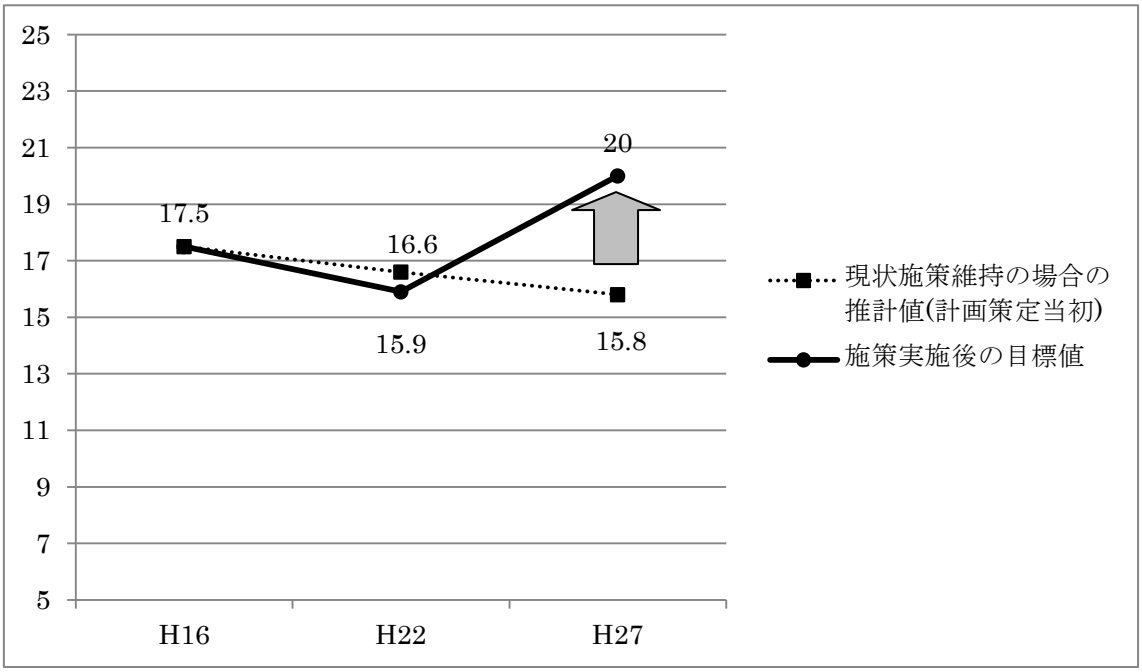

図 3-2　再生利用率の目標

（参考）埼玉県と国の一般廃棄物処理の目標

■現在の県の目標値（第７次埼玉県廃棄物処理基本計画）

埼玉県の基本目標（一般廃棄物）を参考に示します。

以下、平成２７年度目標値として

①県民一人一日当たり(集団回収量を除く)の排出量を平成20年より8%を削減

②平成27年度目標値　642g/人･日

※資源ごみを含まない数値目標であるため市の目標値より低い。

③最終処分量を、平成20年度より16%を削減

■国の基本方針等

表 3-2　国、県の一般廃棄物処理の方針と数値目標

項　目	国	
	廃棄物処理基本方針※1 平成13年5月	**循環型社会形成推進基本計画** 平成15年3月
目標年	平成22年	平成22年
基準年	平成12年	平成9年
集団回収量含む年間総排出量	排出量※2 H9を基準　→　H22に５%削減	－
資源回収されるものを含まない、家庭からの排出原単位（一人一日あたりの家庭からの排出量）	－	資源回収されるものを除く H12を基準　→　H22に20%削減
資源回収されるものを含まない、一日あたりに**事業所**から排出されるごみの量		資源回収されるものを除く H12を基準　→　H22に20%削減
焼却量	－	－
最終処分量	H9を基準　→　H22に50%削減	－
再資源化率※3	－	－
リサイクル率※4	再生利用量 11%(H9)　→　24%(H22)	－

※１　基本方針：廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(平成13年5月環境省告示第34号、改正平成17年5月)

※２　排出量＝収集量＋直接搬入量＋集団回収量

※３　再資源化率＝ごみからの再資源化量÷処理量

※４　リサイクル率＝(ごみからの再資源化量＋集団回収量)÷（処理量＋集団回収量）

3.4.ごみの発生・排出量の予測

現況のごみ排出量を発生源別に調査し、人口推計をふまえて、将来の計画目標年次に至るまでのごみ排出量を推定することとします。

3.4.1.人口の実績と予測

羽生市の将来人口について、過去の実績推移から近似式による推計を行い、平成 27 年度人口を約 56,500 人と推計しました。

図 3-3　将来人口の推計結果

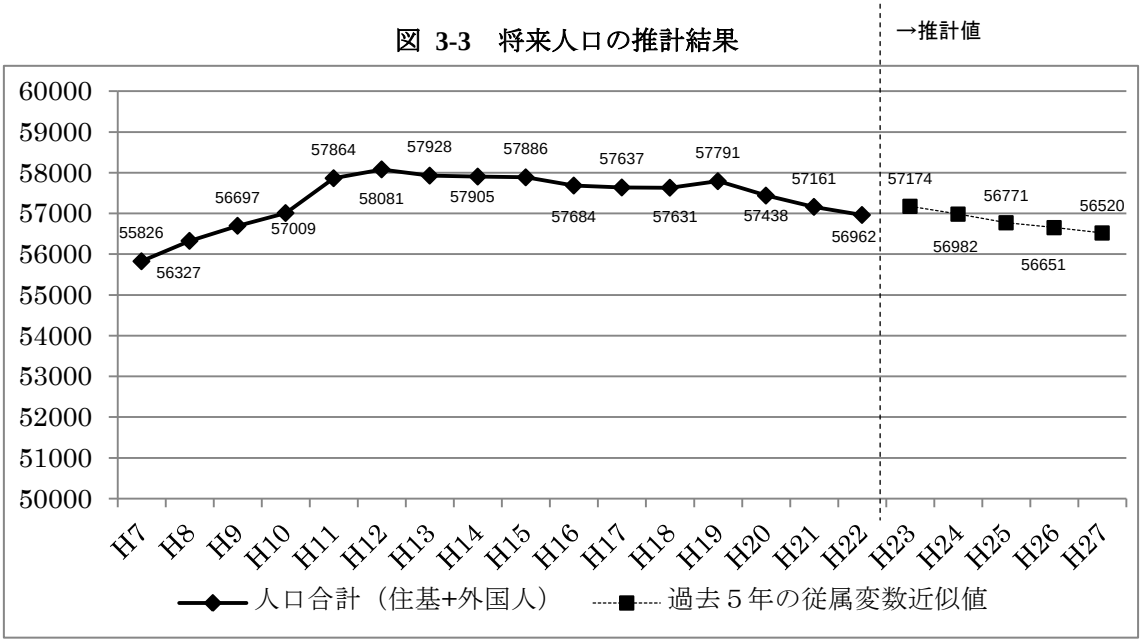

表 3-3　将来人口の推計結果

年度	人口実績（住基＋外国人）	過去５年の従属変数近似値	年度	人口実績（住基＋外国人）	過去５年の従属変数近似値
H7	55, 826	—	H18	57, 637	—
H8	56, 327	—	H19	57, 631	—
H9	56, 697	—	H20	57, 725	—
H10	57, 009	—	H21	57, 438	—
H11	57, 864	—	H22	57, 161	—
H12	58, 081	—	H23	—	57, 174
H13	58, 101	—	H24	—	56, 982
H14	57, 928	—	H25	—	56, 771
H15	57, 905	—	H26	—	56, 651
H16	57, 886	—	H27	—	56, 520
H17	57, 684	—			

※前５年間の人口実績を基に従属変数を用いて算出した数値の近似値（整数）を推計数値とした。

3.4.2.ごみ排出量の予測

ごみ排出量の予測については、ごみ排出量実績の推移が「集積所での収集」と「直接搬入・許可業者による搬入」で傾向が異なることを考慮し、次のような枠組みで推計しました。

人口推計結果

↓

市民一人当たり一日の原単位を推計　　年間の発生量を推計

推計値(ｇ/人・日)×予測人口×365 日

年度ごとにごみ総排出量を算出(平成 27 年まで)

表 3-4　推計の枠組み

区　分		単位	生活/事業
市民一人当たり一日の原単位による推計	集積所収集量 集団回収による資源物 拠点回収の資源物 清掃センターでの回収資源物	ｇ/人・日	生活系
年間の発生量で推計	直接搬入 許可業者による搬入	t/年	事業系と生活系 (H16 は事業系が約 8 割)

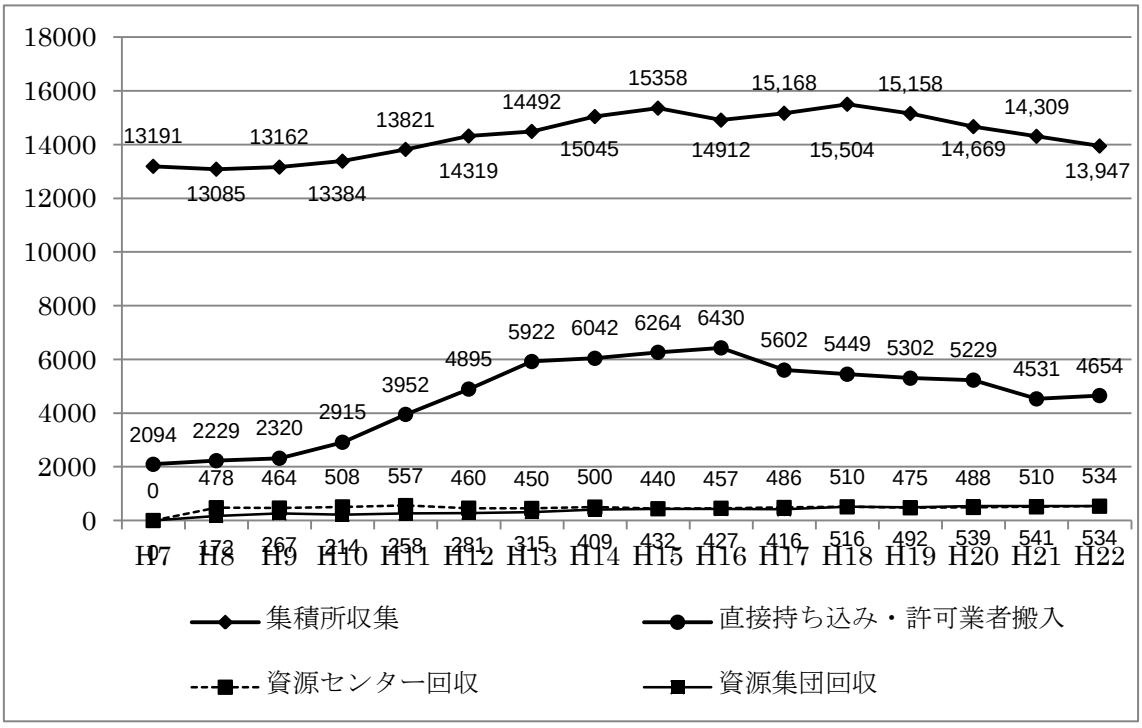

図 3-3　ごみ収集量の推移

推計結果を次ページ以降に示します。

【現行施策を維持した場合の推計】

計画策定当初に推計した数値に比べると、人口の増加がさほど進まなかったことから、廃棄物の排出量も減少傾向にあります。資源物を含む総排出量は平成 15 年度に約 2 万 2,000ｔだったものが、平成 22 年に約 1 万 9,800ｔになっています。

□総排出量の推計

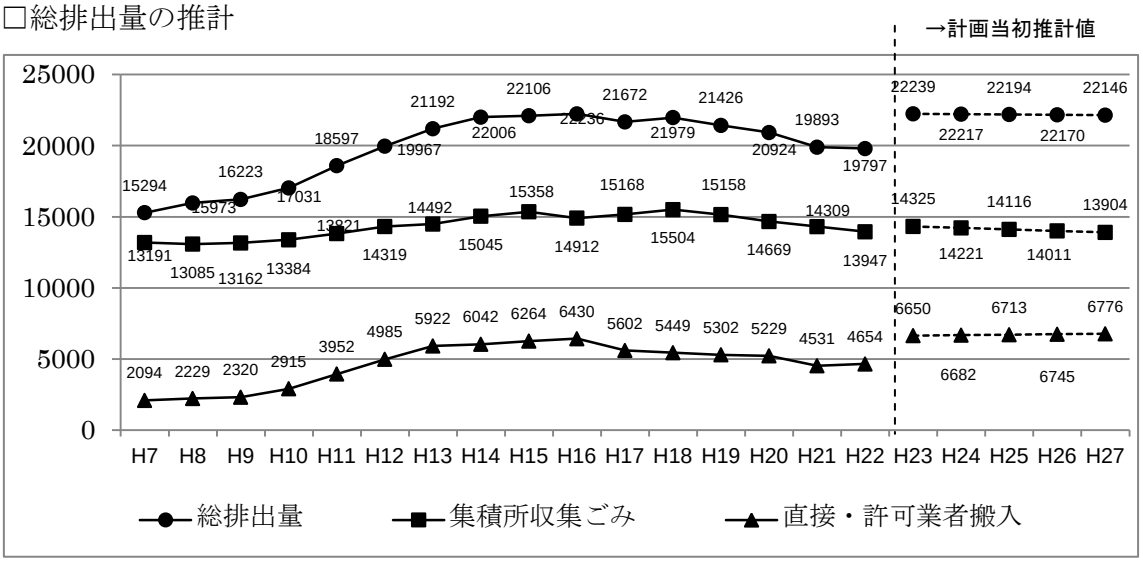

□原単位（生活系市民一人当たり排出量）の推計

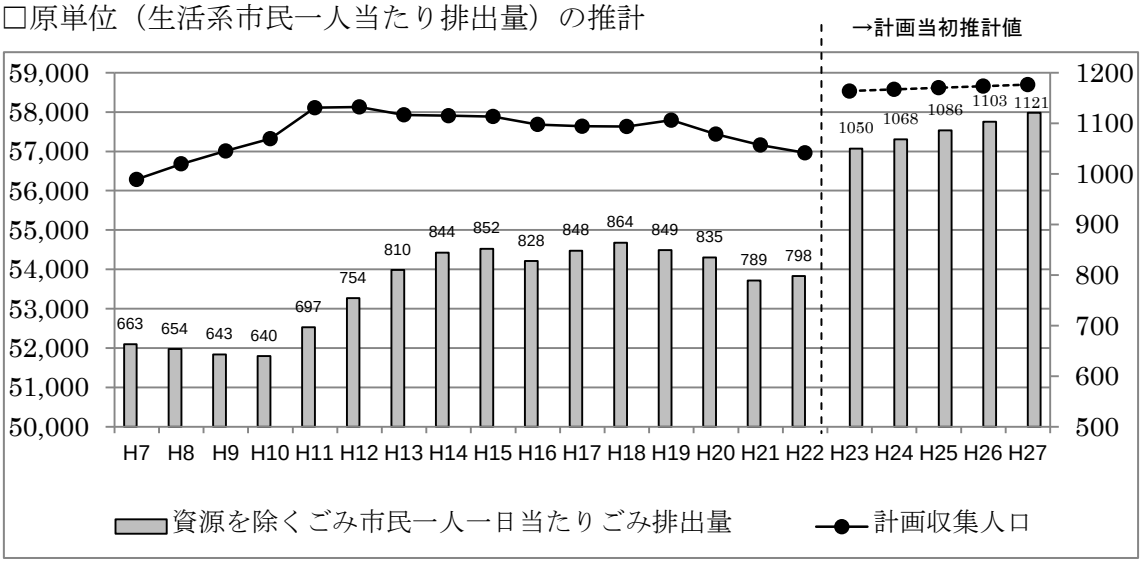

□生活系ごみと事業系ごみの推計

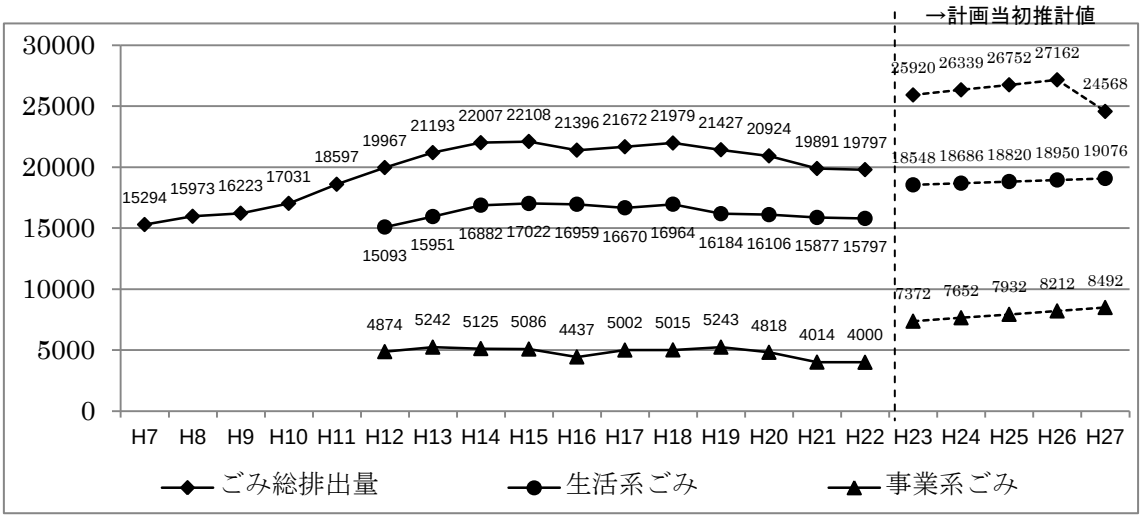

【４Ｒの推進を進めた場合の将来のごみ量】

今後、ごみの減量・排出抑制・再資源化施策を積極的に行うことにより、ごみ減量・排出抑制及び資源物の回収が促進され、市民一人当たりごみ排出量・総排出量(資源物も含む)の抑制効果があらわれるものと予測されます。

□総排出量の推計（施策実施後）

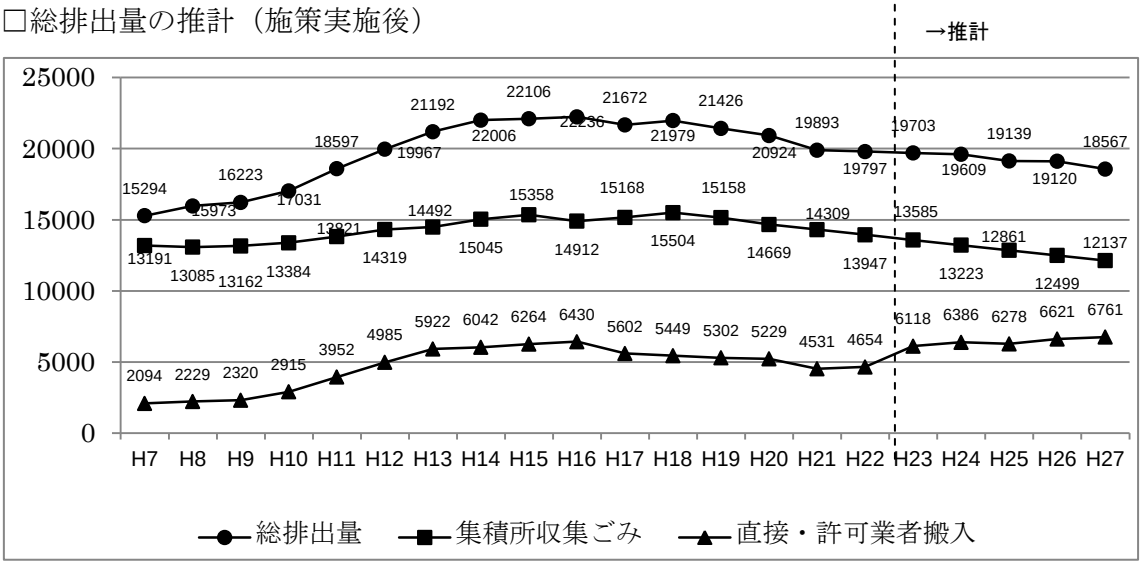

■原単位（生活系市民一人当たり排出量）の推計（施策実施後）

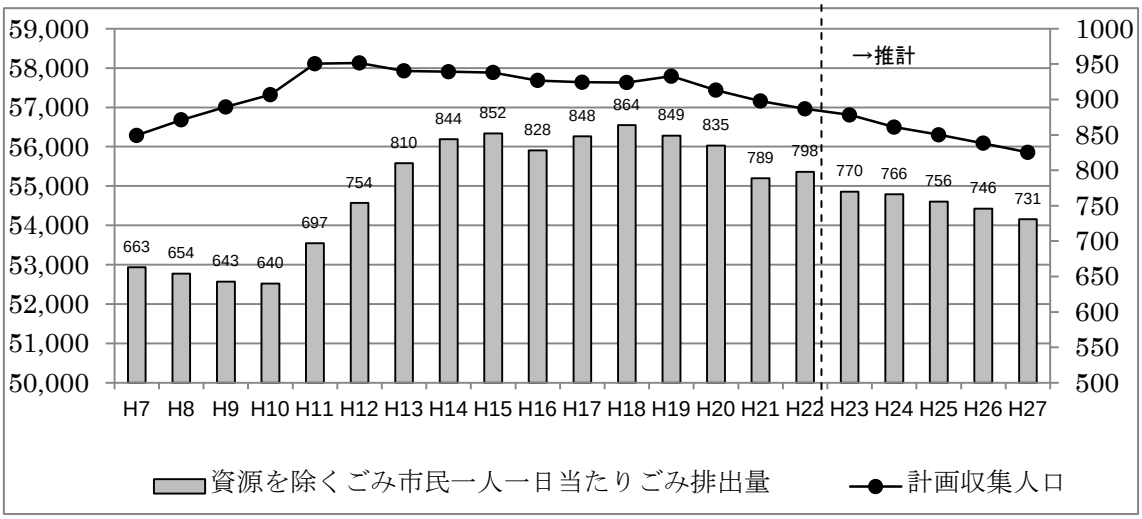

■生活系ごみと事業系ごみの推計（施策実施後）

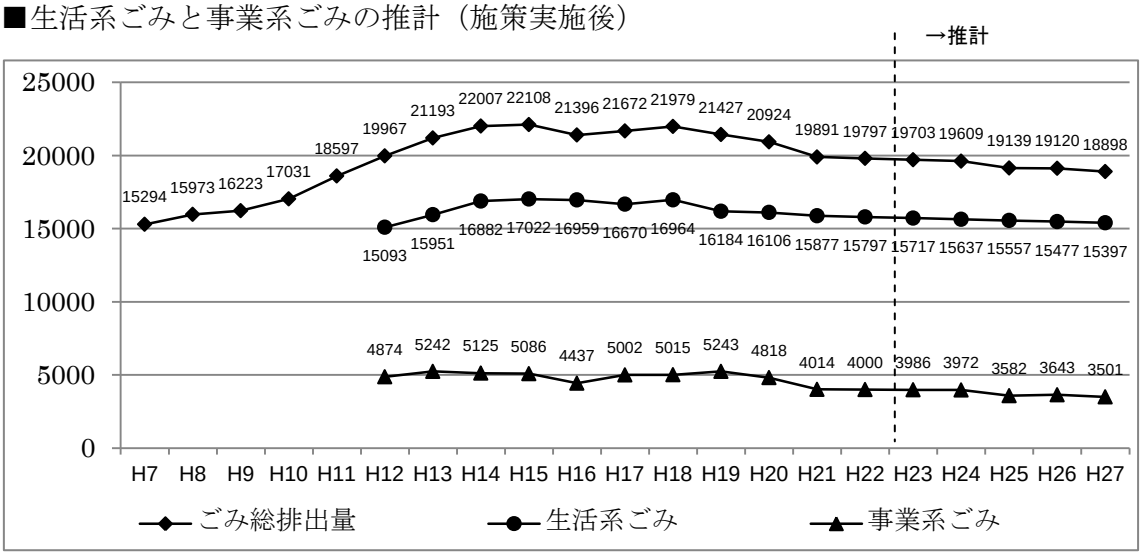

4.施　策

4.1.ごみの減量・排出抑制・再資源化計画

4.1.1.ごみの減量・排出抑制の推進

①　ごみを出さない消費行動の推進

・ごみの減量化・排出抑制の推進のためには、単にごみ分別やごみ出しルールを守るだけでなく、出来るだけごみを発生させない行動が求められています。日々の消費生活の中で商品の選択やごみを減らす意識といった生活様式（ライフスタイル）の見直しによる、ごみを減らす工夫が必要となっています。

・ごみになりにくいものやリサイクルを考慮したものの購入、簡易包装の推進、リターナブル容器の積極的な使用等、日常生活の中でごみを出さないように消費者である市民の意識改革を進めます。

②　市民・事業者への情報提供と啓発（ごみ出し・分別ルールの指導）

・ごみの減量化・排出抑制の推進には、市民・事業者の理解と協力が不可欠であり、意識の共有が重要です。そのため、市民・事業者がごみの減量化についての意識を高めるよう啓発を行うとともに説明責任を果たし、施策の透明性を高めていきます。

・　各家庭及び事業所に対し適正な排出方法を市広報、パンフレット等で説明し、ごみ出しルールの徹底を図ります。

・市民向け講座・施設見学会や地区別説明会・懇談会を開催するほか、職員が出向く出前講座を実施し、情報の提供、意識の啓発、要望の把握に努めます。また、ご高齢の方にも理解しやすい説明と情報提供に留意します。

・市のホームページ等インターネットを利用した情報提供に努めるとともに、市民同士の情報交換の促進を図ります。

・市民参加によるごみの減量化、リサイクル促進をテーマにした、シンポジウム・イベント・キャンペーン事業を実施し、市民の理解を深めるように努めます。

・現在配布している、外国語版ごみの出し方チラシは、よりわかりやすい内容へ改善し、その配布方法についても検討します。

③　有用物交換の促進

・有用物の交換・リサイクルの促進を目的に、平成 22 年度からリサイクル家具の展示会を開催しています。これは、転居等の理由で排出されたまだ利用可能な家具をリサイクルするもので、リサイクル意識の高揚を目的としています。

④　家庭生ごみの処理促進（堆肥化等）

・　家庭での生ごみの自家処理を促進するため、現在実施している生ごみ処理機器の購入補助制度の積極的周知による利用の拡大を図ります。

表 4-1　生ごみ処理機器購入補助金額

生ごみ処理簡易型容器	電気式生ごみ処理機
2,000 円/基	10,000 円/機

・現在利用中の市民向けに、生ごみ処理機器のより良い管理の仕方や発生した堆肥の使い方についての講習会やＰＲを行い、利用の促進を図ります。
・市民参加による、生ごみ処理による堆肥化の研究グループの育成や、ダンボールを利用した簡易型の生ごみ処理容器の研究を検討します。
・市民農園、市民グループ、公共施設での利用等の需要について調査を行い、発生した堆肥の利用に関するシステムづくりの研究を検討します。
・集落・自治会単位で、生ごみの堆肥化及び堆肥利用を行うモデル地区等の指定を行うなど、集団での取り組みに対する支援についても検討を行います。

⑤　一般廃棄物収集・運搬許可業者に対する分別・資源化等排出指導

・一般廃棄物収集・運搬許可業者に対し、ごみの適正な分別方法の徹底や、許可業者自身が独自のリサイクルルートを確保することにより、ごみの減量化が促進できるように指導します。

⑥　事業系一般廃棄物排出事業者への指導

・一般廃棄物収集・運搬許可業者から提出された収集搬入計画等をもとに、各事業所の廃棄量・排出形態についての実態を把握します。
・排出事業者に対し、廃棄物の減量・排出抑制・リサイクルに関するアンケートを実施するとともに、排出状況に応じ実行可能な減量化方法についての助言・指導を行います。
・大規模事業者・大量排出事業者に対しては、排出状況を把握するとともに、ごみ減量・資源物の再生利用・再資源化についての計画書の策定と市への提出を義務付け、計画に沿った処理体制の整備や、計画実施状況の定期的な確認を行い、ごみ減量・再資源化の推進取り組みについての指導を強化します。
・一般廃棄物の適切な処理を確認するため、市独自の一般廃棄物マニフェストシステムの導入について検討します。
・小規模な事業所でも参加しやすい、比較的導入の容易な環境マネージメントシステムの紹介や市作成の環境行動計画の作成についても検討します。

⑦　事業系手数料単価の検討

・事業系手数料単価については、平成 10 年の料金改定以来変更されていません。このため、社会状況、処理・処分経費、排出されるごみの質内容の変化に伴い、適正な処理手数料の設定について検討を行います。

⑧　ごみ減量協力店・協力事業所の指定制度

・簡易包装の実施、レジ袋の減量化等ごみの減量・排出抑制の取り組みや、環境保全に配慮した活動を積極的に行っている店舗や事業所に対し、「羽生市ごみ減量協力店・協力事業所」の指定を継続して行い、活動内容のＰＲにより店舗の利用を市民に促し、ごみ減量に配慮した市民の消費行動を広めます。

【ごみ減量協力店・協力事業所の協力例】

・店頭でのびん・かん・ペットボトル・紙パック・トレー等の自主回収の実施
・簡易包装の実施、包装紙・レジ袋・紙袋等の簡素化・配布自粛
・使い捨て容器の使用の抑制、割り箸・プラスチックスプーン等のサービスの自粛
・再生品、エコマーク商品の積極的販売
・消費者、来客者へのごみ減量・リサイクルの積極的なＰＲの実施
・生ごみの資源化・堆肥化の実施
・事業活動での再生品の利用促進
・事業活動での発生物の積極的資源化（紙類・ダンボール・びん・かん等）
・事務用紙等の使用量の抑制
・環境美化運動の実践（道路清掃・ゴミゼロ運動への参加）

⑨　家庭ごみ有料化の検討

・一般廃棄物の有料化については、国においてもその実施を推進する方針を決定しており、全国の市町村においてその導入が検討・導入されています。ごみの排出量に応じた負担を求めることは、ごみの減量・排出の抑制、リサイクルに積極的に協力している市民の不公平感をなくし、減量化に向けた市民の意識改革にもつながり、有効な施策であると考えられます。
・しかし、すでに実施している市町村の中には、有料化を導入した当初こそごみ排出量の減少が見られても徐々に負担になれてしまい、ごみ量が増加し一時的な減量効果しか得られない場合や、負担意識によるごみ処理サービスへの要望増加、ボランティアへの参加回避、不法投棄増加などマナー低下等の弊害もみられます。
・こうした現状から導入の際には、有料化の必要性と市民全体のごみ減量に対する意識の共有と理解を得た上で、料金の徴収方法・適正な処理手数料単価の設定・実施時期の検討や、資源回収品目の追加充実等の施策を併せて実施するなど、減量効果を一時的なものとさせない、市民と行政が一体となった取り組みが必要であると考えられます。
・平成 20 年３月に、羽生市廃棄物減量等推進審議会で検討した結果、現時点ではまず廃棄物の減量を目的として様々な施策を実施すべきとして、家庭ごみの有料化は当面導入すべきではないとの結論が出されましたが、引き続き全国的な動向を踏まえ、必要に応じて検討します。

4.1.2.リサイクルの推進

①　資源回収の促進・強化

・町内会・自治会が行っている、資源ごみ回収事業に関しては、地区担当役員やクリーン推進員が中心となり、ごみの分別・資源ごみの持ち出しルールについて説明・指導を行い、市民のリサイクルへの意識を高揚させごみの減量の促進を図ります。また、資源回収の支援として、回収量に応じた助成金の交付を今後も行いながら、回収活動の推進を図ります。

また、自治会等地域の要望により、重点的に地元懇談会・環境美化活動を開催するなど、積極的に資源回収に取り組むモデル地区設定の検討を行います。

・現在、粗大ごみ処理施設では、不燃ごみの破砕をした残渣物の中から、鉄・アルミ類の回収をおこなっています。今後も施設の安全・適正な管理を行いながら、資源物の回収に努めていきます。

・将来的には、最新技術の導入によりさらに効率的な資源物の回収可能な設備を整え、また再利用可能な家具類の修繕・修理工房やリサイクル情報コーナーを併設した啓発の場の整備について検討を図ります。

②　団体回収の支援・強化

・市民のリサイクルに関する意識を高め、ごみ減量・排出の抑制を促進するため、ＰＴＡ・子供会や市民による自主的な回収団体が行う資源回収への支援として、回収量に応じた助成金の交付を今後も行っていくとともに、新規参加団体の育成や既存団体の活動向上等、回収活動の推進を図っていきます。

・報償金の算定単価は、3円/ｋｇで、回収品目は、びん、アルミ缶、ペットボトル、新聞、雑誌、ダンボール、布類、雑紙の８種類です。

③　剪定枝等の資源化

・家庭から排出される剪定枝等については、現在その大部分が清掃センター内焼却施設へ搬入され、焼却処理されています。このため、剪定枝等の資源化を促進させるため、民間の堆肥化施設の紹介や、将来市独自の堆肥化施設の整備についても検討していくとともに、発生した堆肥については、公共・民間での需要・利用先の調査・研究を行います。

④　グリーン購入の推進・啓発

・平成１３年に施行された『グリーン購入法』では、生産者が原材料などを購入する際に、環境負荷の少ない物品を優先して調達したり、配慮して生産された商品（グリーン商品）の購入を促進するため、まず国・自治体が率先して購入すること、さらに消費者や事業者が購入する際にできる限り環境にやさしい物品を購入することを求めています。

このため、市公共施設で使用する環境物品の調達方針をさだめグリーン購入に努めるとともに、対象商品の情報提供を通じ、市民・事業者の購入の促進を図ります。

⑤　事業系ごみのリサイクル促進支援

・事業活動に伴って発生する資源物の回収・資源化については、事業者自らが積極的に取り組むことを指導するとともに、再資源化ルートの構築について助言や情報の提供に努めます。

・事業所から排出される紙類の資源化については、事業所全体の経費節減につながることを積極的にＰＲするとともに、ペーパーレス化・裏紙の使用等によりごみの減量化を図ること、ごみとして排出する場合は、排出者自らが分別を徹底し、紙類資源回収業者との協力によるリサイクルルートの確立などの助言・指導を行います。

・単独の事業所から排出される資源物は、その量が限られるため回収業者から敬遠され、また一定量の保管のための施設確保には困難な場合があります。このため資源回収が出来ない事業所・店舗に対しては、近隣等の事業所・店舗との協力により一定量を効率良く回収できるネットワーク作り（オフィス町内会・商店街回収ネットワーク等の設立）について積極的な働きかけを行い、可燃ごみとして排出されている紙類のリサイクル促進に努めます。

・平成１３年の『食品リサイクル法』施行により、事業活動（食品製造・食品流通・外食産業）から排出される生ごみ（厨芥類・食品廃棄物）について、その発生抑制と減量化とともに残渣物の飼料化・肥料化によるリサイクルへの取り組みが規定されました。このため市内事業所・店舗での厨芥類の排出抑制・資源化に対する必要性について理解を求めていきます。

・特に、工場内の社員食堂など生ごみ（厨芥類）が大量に排出される事業所については、堆肥化・飼料化等に関する情報提供や、コンポスト化容器の設置の助成制度、発生した堆肥の受け入れ先として市民農園や有機野菜農家等生産者団体との連携体制づくり等、具体的な支援方法について検討していくこととします。

4.1.3.市民・事業者と市の協働体制づくり

① 廃棄物減量等推進員（クリーン推進員）による指導

・ごみ減量・排出抑制、リサイクルの推進等の施策が円滑に行われるように、行政と市民のパイプ役として、また地域の環境保全推進リーダーとして活躍いただいている廃棄物減量等推進員（クリーン推進員）制度については、研修会等の開催を通じて必要な情報の提供を行い組織の充実を図ります。
・推進員間での情報交換や協力体制づくりを目的にした協議会等の設立を検討し、各地区での活動実例の発表や検討を通じ知識を深め、各地区推進員の連携による市全体の活動等の展開を行っていきます。
・ごみ問題だけに限らず、地域の環境美化意識の啓発活動や地区内の不法投棄の監視・市への通報等の市との協力体制についても促進していきます。

② 廃棄物減量等推進審議会による方針策定

・廃棄物減量等推進審議会は、羽生市における廃棄物処理のあり方・廃棄物の減量及びリサイクル推進の方策について、市長の諮問に対し答申を行うため、平成７年度に設立されました。
・今後も、羽生市廃棄物処理基本計画の適正な進行管理・分別区分の適正化・家庭ごみ有料化等の廃棄物処理における重要な施策の検討にあたり、その問題点や課題整理について慎重な審議を通じ、市民の代表として積極的な参画をいただきます。

③ リサイクルリーダーの育成

・ごみの減量・排出の抑制、リサイクル推進のため、効果的でかつ家庭で実施可能な方法・活動（ごみダイエット作戦・生ごみ堆肥化・その他効果的な減量方法）について、市民参加による研究グループを設立し、先進的かつ積極的に取り組みをおこなう人材（リサイクルリーダー）の育成をおこないます。
・また、研究結果等については、『減量・リサイクルハンドブック（仮称）』にまとめ、市民への普及・啓発の資料とします。

④ 市民・事業者・行政（市）の役割分担

・循環型社会の構築については、単に行政が出されたごみを適正に処理・処分を行うだけでなく、市民・事業者・行政（市）がそれぞれの役割のもと、一体となって同じ認識のもとに協働し推進していくことが求められています。
・効率的かつ効果的なごみ減量・資源化を促進するにあたり、市民・事業者・行政（市）が行うべき具体的役割について次に掲げます。

【市民・事業者・行政（市）が行うべき具体的役割】

【住民の役割】

・使い捨て商品・容器の使用をさける。
・捨てる前に修理・再利用・資源化できないかを考える。
・買う時は、必要なもの、長く使えるもの、リサイクルできるものを選ぶ。
・再生品、詰め替え品、環境にやさしいエコマーク商品等を積極的に利用する。
・過剰包装等不必要なサービス、レジ袋等購入後にごみとなるものは断る。
・分別を徹底し、資源回収できるものは、ごみとして出さないようにする。
・極力、生ごみの堆肥化を実施してみる。
・不用品をごみとせず、民間のリサイクルショップなどを積極的に利用する。
・ごみ・資源物は正しく分別し、持ち出しのルールを守り、ごみステーションの清潔な管理を心がける。

【事業者】

・簡易包装の実施・レジ袋の減量化に努め、ごみとなるサービスを自粛する。
・環境に負荷をかけない商品の製造・加工・販売に努める。
・再生資源を利用した商品の製造・加工・販売に努める。
・リサイクルや処理しやすい商品を製造・加工・販売するとともに分別する際にわかりやすい表示を行う。
・自主的なリサイクル活動に積極的に努める。
・事業活動に伴って排出する廃棄物の減量化・資源化に積極的に努める。
・製品や容器等の回収ルートを確立しリサイクルに努める。
・排出したごみについて、排出者としての責任意識を持つ。
・市の行うごみ減量事業に積極的に協力する。

【行政(市)】

・市民・事業者に対するごみ減量・排出抑制・リサイクルの推進についてＰＲ・指導を行う。
・市民・事業者へのごみに関する情報の提供を積極的に行う。
・学校教育における環境教育の推進を図る。
・ごみ減量に関する有効な施策について策定・実施をする。
・市民団体・事業所の活動を支援するとともに協力体制づくりを行う。
・ごみの安定かつ効率的な収集・処理・処分体制を確立する。
・ごみの処理・処分について、安全かつ適正な施設管理を行う。
・資源について効果的・効率的な回収、資源化を図る。

4.2.収集・運搬計画

4.2.1.適正な収集・運搬システムの確保

① 適正な収集・運搬体制の整備

・収集・運搬業務の効率化、作業者の安全かつ適正な労働環境の保全を図り、市民の生活環境及び公衆衛生の保全、地域住民へのサービス向上、さらに円滑な交通の確保を目的として、ごみ集積所の数や収集・運搬ルートの適正化を図ります。
・家庭系ごみを収集する直営・委託車両数及び、事業系ごみを収集する一般廃棄物収集・運搬許可業者数及び車両数については、都市開発・人口・経済情勢・一般廃棄物排出量の動向をふまえ、過不足のない適正な数量について、実施計画等において定めるものとします。

② ごみ集積所の管理指導

・住み良いまちづくりには、市民がごみ持ち出しのマナーを守るとともに、カラスや野良犬等の動物によるごみ散乱防止と回収後の清掃などごみ集積所の自主的な管理が必要です。
・また、ごみの出し方・ルールの徹底には、排出する市民一人一人の意識の向上とごみ集積所利用者相互の協力が不可欠であることから、地域によるごみ集積所の管理に関し、必要な助言・情報を提供します。

③ 不燃ごみ集積所整備の支援

・不燃ごみの集積所の整備については、自治会等地域の費用で設置または修繕を行う場合、費用の一部について助成による支援を行っていきます。また、地域住民にとって生活環境の整備・公衆衛生の保全が守られるよう、集積所が適正に配置されるよう助言・指導を行います。

4.2.2.適正な分別区分の設定

① 適正なごみ分別区分の検討（資源ごみ品目の追加）

・分別回収による資源化の推進を図るため、容器包装リサイクル法の施行及びごみ質変化の動向をふまえ、資源回収品目の追加として雑紙の回収を実施しました。今後生活様式の変化にともない増加傾向にある、不燃ごみとして排出されているプラスチック系容器ごみの回収について検討します。
・さらに法律の整備やごみ処理技術の動向をふまえ、資源物として回収可能な品目の追加・充実について検討し、資源回収の拡大に努めます。

② 処理困難物等に対する指導

・市施設では処理のできない廃棄物（処理困難物）については、誤って混入した場合施設の破損・故障の原因にもなるため、ごみ集積所へ排出せず、排出者の責任

において処理を行うよう理解協力を求めるとともに、製品を生産・販売する事業者に対しては、製品の回収等必要な措置を講ずることを要請していきます。

・また、不法投棄を防止するため回収業者・処分ルートについての情報提供について積極的に努めるものとします。

・市では処理できないものは、以下の通りです。

　・産業廃棄物（事業活動に伴って生じた燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック等）

　・ガスボンベ、消火器、タイヤ、廃油、農薬、農機具、バイク、バッテリー、コンクリートブロック、建築廃材、ピアノ、エレクトーン、スプリング入ベッドなど

　・テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン、パソコン（家電リサイクル法、資源有効利用促進法により製造事業者等による回収ルートがあるもの）

・市の清掃センターでは処理ができないため、通常収集は行っていない「廃タイヤ、バッテリー、消火器」について、年１回（１日）一斉有料引取りを実施しています。今後、品目の拡大について検討します。

4.3.中間処理計画

4.3.1.適正処理体制の確保

①適正な中間処理の実施

・現在一般廃棄物の処理を行っている羽生市清掃センター内の焼却施設及び粗大ごみ処理施設については、いずれも整備してから長期間の運転となっていますが、適切な運転管理を行うことにより、特段の支障等なく稼動しています。平成 19～20 年度にかけて、大規模修繕を行いましたが、今後も施設の更新等までの間、計画的かつ定期的な修繕を行い、安全で適切な運転管理を行っていきます。

・災害時における廃棄物処理の対応については、羽生市地域防災計画を踏まえた災害対策マニュアルを作成し、県・他市町村との協力、市民・事業者との協力体制も含め、適切な対応が図れるよう検討します。

4.3.2.施設整備の検討

①ごみ処理施設整備の検討

・一般廃棄物の中間処理施設については、施設の老朽化がみられその対応が必要となっていますが、施設の更新及び委託による処理のいずれについても検討すべき課題があり、さらに市町村合併等広域的処理の方向性についても不透明であります。このため現在稼動している施設については計画的な修繕・補修により、安全・適正な運転管理を行い、今後明確となる他市町村との広域的処理のや現施設の長寿命化計画などの方向性に沿って、施設の更新についての計画を検討していくこととします。

・さらに新規施設の整備には多額の費用を要することから、その整備及び運営にあたっては公設公営・公設民営・ＰＦＩ・民間の許可施設建設等、様々な手法の導入について検討します。

②新中間処理技術の検討

・新規施設の整備にあたっては、焼却時に発生する熱エネルギーの回収等の施設（発電施設等）を併設する等、循環型社会の形成の考えに沿った最新技術の導入について検討するものとします。また最終処分量を抑制するため、焼却灰の減溶化・資源化の機能を有する施設整備の検討をします。

・生ごみ（厨芥）や剪定枝等については、可燃ごみの中でも多くの割合を占めるものであり、堆肥化等の資源化を行うことによりごみの減量・リサイクルを推進することができます。しかし、技術面及び管理面さらに発生した堆肥の受け入れ先の確保等、多くの課題があるため、今後も検討・研究を行うこととします。

4.4.最終処分計画

4.4.1.適正な最終処分の確保

①適正な最終処分の実施

・適正な最終処分を行うには、長期的に安定した処分先の確保が重要となります。現在設置されている羽生市一般廃棄物処分場については、従来の処分量から推測して平成 19 年度末には埋立てが完了する見込みであったため、県等への委託処理を行い、現処分場は災害時などの非常用設備として延命化を図りながら、適正な処分先の確保を行うこととしています。

・環境への負荷を低減させるため、今後もごみ減量・排出抑制、リサイクルの推進と適切な中間処理の実施により、処分量の削減を図ります。

・一般廃棄物の適切な処理・処分を実施するため、早期に最終処分場の整備を行うこととし、処分場の整備にあっては、発生する最終処分量の状況を考慮し、適切な規模や方式について、十分な検討を行います。

・最終処分場の建設にあたっては、最新技術の動向を考慮し羽生市に最も適した方式について研究・検討を行います。さらに埋立て完了後の最終処分場の跡地利用についても、周辺の土地利用状況や地域住民の要望等調整を図りながら検討をおこないます。

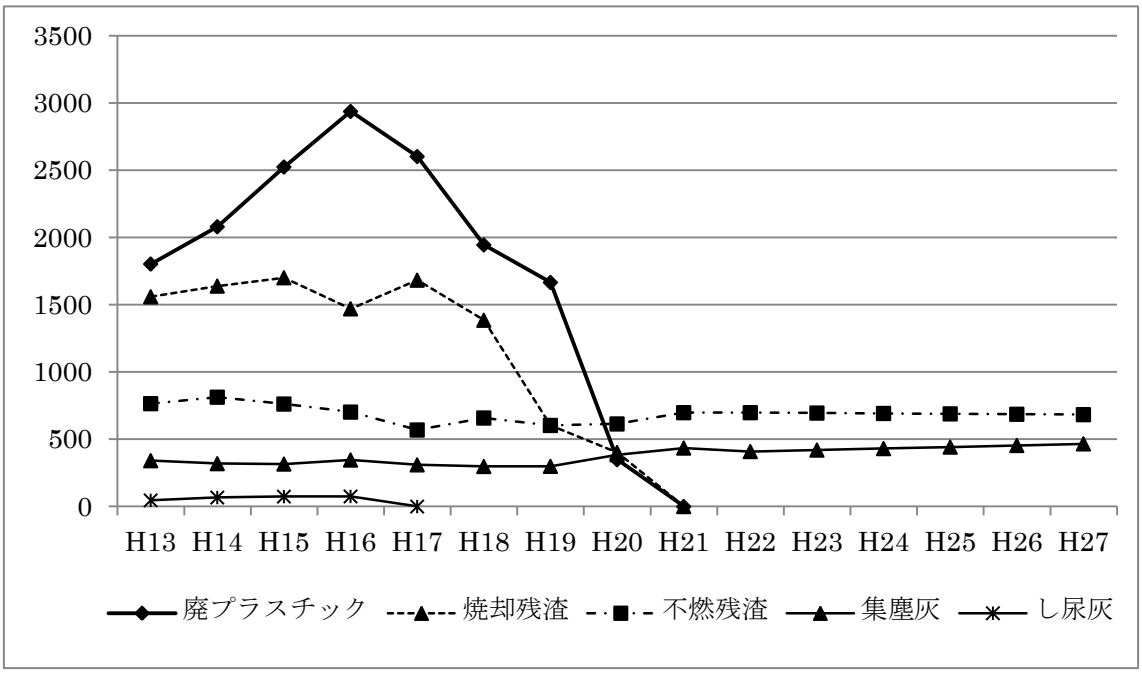

図 4-1　最終処分量の推移（将来予測）

4.5.生活環境の美化と環境保全の推進

4.5.1.環境美化、環境保全意識の普及・啓発

①公共施設における環境保全活動の実施

・現在、市庁舎及び公共施設において実施している『省エネ・エコオフィス実践プラン 21』の活動を通じて、部署別担当責任者の設置や内部研修会の実施により職員一人一人の意識向上を図り、事務用紙・電気・水道・燃料使用量の削減等、環境保全活動の推進を強化するとともに、ごみの減量化・資源化を徹底し促進に努めます。

②環境教育の充実

・環境への負荷の少ない循環型社会の実現について、継続的・体系的に学習する機会と場所を提供し、生活様式に対する市民の意識改革の促進に努めます。
・市民を対象としたごみ処理施設見学会、ごみ問題・環境問題をテーマにした学習会を設け、広く知識・情報の提供を図ります。
・地域毎に懇談会・意見交換会等を開催し、実際に資源回収に努力されている地域のクリーン推進員の方に現状の説明をいただく等身近な話題から、ごみ・環境問題についての学習を展開していきます。
・既に実施している環境講座、職員による出前講座、広報による啓発活動についても、今後一層の充実に努めます。
・ごみや環境に関する問題意識を高めるためには、子供の頃からの環境教育が大切です。ごみ問題やリサイクルの大切さを学ぶ機会を作るためには、学校での環境教育の実施が不可欠なものであると考えます。このため小学校への副読本等の配布、施設見学会、職員による環境学習を継続するとともに、その他環境・ごみ問題に関する学習・啓発方法について教育委員会との連携を図りながら促進に努めます。

4.5.2.環境美化・環境保全活動の推進

①環境美化運動の実施

・ゴミゼロ運動の地域別実施や定期的な活動により、地域住民が自主的に参加する環境美化活動の実施により環境意識の高揚を図ります。
・市の主催するイベント等の開催時に、資源回収ボックスの設置及びボランティア等の協力により分別指導員を配置し、イベントで発生したごみを参加者自身が行う分別体験を通じ、環境美化・リサイクルの啓発を行います。

②地域の環境保全活動の支援

・環境保全活動を行う地域のボランティア団体に対する情報提供や活動の支援について検討します。

・地域ボランティア団体の活動状況の把握を行うとともに、活動状況について広報・市ホームページでの紹介や活動団体に対する表彰制度を設け、活動意欲の高揚を図ります。

③不法投棄対策の強化

・家電リサイクル法の施行による処理負担や、今後導入が検討される家庭系ごみの有料化により、不法投棄等不適正な廃棄物の処理の増加が懸念されます。

・不法投棄の解決は、市だけでは対処することは難しく、郵便局との通報等の協定締結や警察・県環境部等関係機関との協力及び、各地区自治会・クリーン推進員等市民ボランティアによる不法投棄監視員制度の導入等、市民・企業等との連携による監視・パトロール体制を強化し、早期発見・未然防止に努めます。

羽生市一般廃棄物処理基本計画

平成 18 年 12 月発行
平成 23 年 12 月改定
発行　羽生市
編集　羽生市経済環境部環境課

〒348-8601
埼玉県羽生市東 6 丁目 15 番地
電話 048-561-1121(代表)